

4 北九州市強靭化の現状と課題、施策の推進方針

4. 1 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本計画では、本市における過去の災害被害及び国の基本計画や、県の地域計画を踏まえ、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

4. 2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が、県の地域計画では8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」が設定されている。

本計画では、本市の地理的条件、社会・経済的条件や災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生
		1-2	地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生
		1-3	大規模な火災による死者の発生
		1-4	津波・高潮による死者の発生
		1-5	洪水・内水による死者の発生
		1-6	土砂災害による死者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-4	被災地における医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	情報収集・伝達の不備による避難行動や被災者支援の遅延
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	企業の生産力低下や経済活動の機能不全
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-2	ため池、ダムの損壊・機能不全による二次災害の発生や森林の荒廃による被害の拡大
		7-3	有害物質の大規模な流出・拡散
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済活動が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧・復興を担う人材不足及びより良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-3	地域コミュニティの再構築の遅れによる復旧・復興の大幅な遅れ
		8-4	貴重な文化財や環境的資源の喪失等による有形・無形の文化的衰退・喪失
		8-5	仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4. 3 29の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとの脆弱性評価と施策の推進方針

設定した 29 の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」(以下、「リスクシナリオ」とする。) ごとに、関連する現行施策を調査し、その進捗状況や課題を整理した。

なお、進捗状況を把握するために、取り組みを反映する具体的な数値データを収集した。

その結果を踏まえて、リスクシナリオを回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である、リスクシナリオごとの「脆弱性評価」を行った。

この「脆弱性評価」をもとに「施策の推進方針」を設定し、個別施策の進捗状況を把握するため、現状の数値データなどを参考に、できる限り具体的な数値目標などを「KPI (重要業績指標)」として設定した。

なお、本計画に掲載する目標は、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に係る努力目標であり、計画策定後においても、状況変化等に対応して、適切な目標値の見直しや新たな設定を行う。

1. 現行施策の進捗状況・課題の整理

リスクシナリオごとに、本市防災の基本となる「北九州市地域防災計画」での取り組みを中心に、市の各部局等が実施している施策を調査・整理。

- ・市の各部局等において実施している施策を調査。
- ・各施策の進捗状況の把握、課題等を整理。
- ・各施策の進捗度を表す数値データ（現状値）を収集。



2. 脆弱性の課題の検討・評価

リスクシナリオを回避するための、現行施策の対応力に関する分析・評価である「脆弱性評価」を実施。

- ・リスクシナリオごとに現行施策の評価を実施。



3. 施策の推進方針の設定

「脆弱性評価」を踏まえ、リスクシナリオ別に取り組むべき施策の推進方針を設定。

- ・リスクシナリオごとの推進方針を設定。
- ・推進方針の実現に向けた、個別施策とその目標値を設定。

設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針の一覧を 14 ページから 21 ページに、脆弱性評価と施策の推進方針を 22 ページから 147 ページに示す。

用語説明

以降のページでは、以下の用語を使用する。

KPI 事業

個別施策の進捗状況を把握し、計画的に推進するため、施策推進の目指すべき努力目標である「K P I（重要業績指標）」※を設定した事業

※個別施策の進捗状況を把握するため、できる限り具体的な数値目標などを設定した

各施策を所管する組織（【 】内は略称）

危機管理室	【危機】	産業経済局	【産経】
広報室	【広報】	建設局	【建設】
企画調整局	【企画】	建築都市局	【建都】
総務局	【総務】	港湾空港局	【港湾】
市民文化スポーツ局	【市文】	消防局	【消防】
保健福祉局	【保福】	上下水道局	【上下水】
子ども家庭局	【子家】	教育委員会	【教育】
環境局	【環境】		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	KPI 事業	ページ	所管する組織
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生	地域における自主防災体制の整備 ハザードマップの作成 避難場所等の整備 市民に対する防災知識等の普及 外国人への支援体制の整備 消防広報 学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定 継続的な学校防災教育の推進	★ ★ ★ ★ ★ ★ 28-29 ★	22-23 22-23 24-25 24-25 26-27 26-27 28-29 28-29	危機管理室 危機管理室 危機管理室 危機・消防 企画・産経 消防局 教育委員会 教育委員会
	1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生	建築物の耐震対策 民間住宅の耐震対策 特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進 学校施設耐震補強事業	★ ★ ★ 32-33	30-31 30-31 32-33 32-33	建築都市局 建築都市局 建築都市局 教育委員会
	1-3 大規模な火災による死者の発生	平尾台防火帯設置事業 土地区画整理事業 都市計画マスタープランの運用 消防水利の整備・維持管理 予防行政		34-35 34-35 36-37 36-37 38-39	産業経済局 建築都市局 建築都市局 消防局 消防局
	1-4 津波・高潮による死者の発生	津波・高潮に対する警戒避難体制の整備 漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業 海岸（高潮）事業	★ ★ ★	40-41 40-41 42-43	危機管理室 産業経済局 港湾空港局
	1-5 洪水・内水による死者の発生	河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備 河川改修事業の推進 北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン (100mm/h 安心プラン) 河川情報システム 国・県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練 アンダーパスの安全対策 浸水被害の最小化	★ ★ ★ 46-47 46-47 ★ ★ ★	44-45 44-45 46-47 48-49 48-49 50-51	危機・建設 建設局 建設・上下水 建設局 建設局 上下水道局
	1-6 土砂災害による死者の発生	土砂災害に対する警戒避難体制の整備 治山事業 宅地造成等規制法、都市計画法による災害防止の措置についての指導 区域区分見直しに関する運用指針の策定 宅地防災月間 大規模盛土造成地の把握 北九州市宅地防災工事等資金融資制度 がけ地近接等危険住宅移転事業	★ 52-53 52-53 54-55 ★ 54-55 ★ 56-57 56-57	52-53 52-53 54-55 54-55 54-55 56-57 56-57	危機管理室 産業経済局 建築都市局 建築都市局 建築都市局 建築都市局 建築都市局

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	KPI 事業	ページ	所管する組織	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止	必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備	★	58-59	危機管理室	
	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	各種防災訓練の実施	★	60-61	危機管理室	
		防災活動の支援拠点の整備	★	60-61	建設局	
		救助体制の強化		62-63	消防局	
		消防団の充実強化	★	62-63	消防局	
		消防力の充実・強化	★	64-65	消防局	
	2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生	企業における帰宅困難者対策	★	66-67	危機・産経・消防	
	2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺	要配慮者支援体制の整備	★	68-69	危機管理室	
		要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	★	68-69	危機・建設	
		介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底		70-71	保健福祉局	
		医療資器材、医薬品等の備蓄・調達の推進		72-73	保健福祉局	
		災害拠点病院等の医療機関の確保	★	72-73	保健福祉局	
		災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の体制整備	★	72-73	保健福祉局	
		救護班（DMAT、JMAT 等）による医療支援	★	74-75	保健福祉局	
		災害・事故時のこころのケア対策	★	74-75	保健福祉局	
		福祉避難所の設置	★	76-77	保福福祉局	
		妊産婦・乳児避難所の設置	★	78-79	子ども家庭局	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	2-5 被災地における感染症等の大規模発生	児童福祉施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底		78-79	子ども家庭局	
		救急体制の充実	★	78-79	消防局	
		感染症対策推進事業	★	80-81	保健福祉局	
		広域避難体制の構築	★	82-83	危機管理室	
		被災者台帳の作成	★	82-83	危機管理室	
4 必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報通信の麻痺・長期停止	予定避難所の防災機能強化	★	84-85	危機・保福	
		開設した避難所及び避難所以外の避難者への支援・健康管理	★	84-85	危機・保福	
		職員に対する防災知識等の普及	★	86-87	危機管理室	
		防災資器材の整備		86-87	危機管理室	
	4-2 情報収集・伝達の不備による避難行動や被災者支援の遅延	業務継続体制の確保	★	88-89	危機管理室	
		非常用電源の確保		88-89	総務・市文	
5 応急的・早期回復的機能は確保する		庁舎設備更新事業	★	90-91	総務局	
		総合的な防災活動拠点等の新設における耐震性能の強化		90-91	建築都市局	
4-1 情報通信の麻痺・長期停止	災害通信の整備	★	92-93	危機管理室		
	ホームページ等を活用した情報発信事業		92-93	広報室		
	国際海上V H F 港湾無線		94-95	港湾空港局		
	消防通信施設の整備及び維持管理		94-95	消防局		
4-2 情報収集・伝達の不備による避難行動や被災者支援の遅延	適時適切な避難勧告等の発令	★	96-97	危機管理室		
	被害状況の収集・伝達体制の構築	★	96-97	危機管理室		
	災害広報体制の整備		96-97	危機管理室		
	台風タイムラインの運用	★	98-99	危機管理室		
	報道機関への災害に関する情報提供		98-99	広報室		

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	KPI 事業	ページ	所管する組織
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全	企業の事業継続性の確保	★	100-101	危機・産経・消防
		代替性確保や信頼性を高めるための道路整備	★	100-101	建設局
		北九州港における安全で利用しやすい港づくり（地域活性化）	★	102-103	港湾空港局
		北九州港における安全で利用しやすい港づくり（防災・安全）	★	102-103	港湾空港局

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	KPI 事業	ページ	所管する組織
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 エネルギーの長期にわたる供給停止	エネルギーの確保体制の構築	★	104-105	危機管理室
		避難所等への電力供給システムの構築	★	104-105	危機・環境
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の耐震化	★	106-107	上下水道局
		応急給水能力の向上	★	106-107	上下水道局
		事故対応能力の向上	★	106-107	上下水道局
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	災害用トイレ備蓄事業	★	108-109	環境局
		下水道管渠の耐震化（特に緊急性の高い管渠）	★	108-109	上下水道局
		浄化センター・ポンプ場の耐震化	★	110-111	上下水道局
		下水道施設の改築更新	★	110-111	上下水道局
		下水道BCPの策定	★	112-113	上下水道局
	6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全	無電柱化の推進	★	114-115	建設局
		緊急輸送道路ネットワーク及び道路啓開道路の整備	★	114-115	建設局
		道路の防災点検	★	116-117	建設局
		道路施設の老朽化対策	★	116-117	建設局
		道路橋・北九州モノレールの耐震対策	★	118-119	建設局
		生活道路の整備	★	118-119	建設局
		河川管理施設の長寿命化対策	★	118-119	建設局
		下関北九州道路の実現に向けた取組み	★	120-121	建築都市局
		港湾施設の耐震化、重要機能の確保	★	120-121	港湾空港局
		北九州港事業継続計画（北九州港BCP）	★	122-123	港湾空港局
		港湾施設等の適切な管理		122-123	港湾空港局
		消防ヘリコプターの運航体制の充実・強化		122-123	消防局
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生	石油コンビナート等における耐災害性の向上	★	124-125	危機管理室
	7-2 ため池、ダムの損壊・機能不全による二次災害の発生や森林の荒廃による被害の拡大	老朽ため池災害対策事業	★	126-127	産業経済局
		林道側溝の整備清掃		126-127	産業経済局
	7-3 有害物質の大規模な流出・拡散	毒劇物の流出等の防止	★	128-129	保健福祉局
		環境モニタリング・二次災害予防対策		128-129	環境局
		危険物の貯蔵及び取扱いの規制等	★	128-129	消防局
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	荒廃森林整備事業	★	130-131	産業経済局
		中山間地域農業支援事業、多面的機能支援事業		130-131	産業経済局

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	KPI 事業	ページ	所管する組織
8 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	災害廃棄物処理体制の推進	★	132-133	環境局
	8-2 復旧・復興を担う人材不足及びより良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧・復興の大幅な遅れ	被害認定調査体制の整備 復興準備体制の構築 ボランティア関係団体との連携強化 建設関係の業界団体との災害協定の締結 被災宅地危険度判定士の養成 被災建築物応急危険度判定業務	★ ★ ★ 134-135 134-135 134-135 136-137 136-137 138-139	134-135 134-135 134-135 危機・保福 建設局 建築都市局 建築都市局	危機管理室 危機管理室 危機・保福 建設局 建築都市局
	8-3 地域コミュニティの再構築の遅れによる復旧・復興の大幅な遅れ	市民相談・問い合わせ対応体制の整備 住民主体の地域づくりの促進 地籍調査事業 自主防災組織の推進	★ ★ ★ 140-141 140-141 142-143 142-143	140-141 140-141 142-143 消防局	危機管理室 市民文化スポーツ局 建設局 消防局
	8-4 貴重な文化財や環境的資源の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失	文化財等の被害調査及び復旧並びに継承の支援 文化財防火運動の実施	★ ★	144-145 144-145	市民文化スポーツ局 消防局
	8-5 応急仮設住宅等の整備が進まず復興が遅れる事態	応急住宅対策	★	146-147	建築都市局

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（1/4）

脆弱性の評価

地域における自主防災体制の整備【危機】 KPI 事業

- 過去の大規模災害の教訓から、自助・共助の力を向上させることが「減災」対策を推進する上で必要であり、地域防災力の育成及び活性化を図るため、「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を推進している。
- この事業は小学校区単位で「地区 Bousai 会議」を設置し、住民が主体的に地域の特性を踏まえた議論を進め、命を守るために避難に関する「地区防災計画」を作成するもので、平成26年度から各区1校区、全7校区のモデル事業を行った。この成果を生かして、市内全校区で地域ぐるみの防災ネットワークが構築できるよう、引き続き取組みを進める必要がある。

現状

- ・地域ぐるみの防災ネットワークを構築した校区数 23校区【H30年度】

施策の推進方針

地域における自主防災体制の整備【危機】 KPI 事業

- 災害から命を守りぬくために、自らの命を守る「自助」意識の醸成や、地域で助け合う「共助」の風土づくりなどによる地域防災力の向上を目指して、「みんな de Bousai まちづくり推進事業」を継続実施し、市内全校区で地区防災計画の作成と、地域ぐるみの防災ネットワークの構築を推進するとともに、住民主体の防災意識の高い社会の構築に向け、引き続き取組みを進める。
- 多様な形で住民主体の防災活動を促進させるため、災害対策基本法42条の2に基づく、市民提案型の地区防災計画作成を推進し、地域の防災力向上を図る。

目標

- ・地域ぐるみの防災ネットワークを構築した校区数 10校区程度/年【毎年度】
- ・市民提案型の地区防災計画作成に係る制度の構築【R1年度】

ハザードマップの作成【危機】 KPI 事業

- 市民が地域の災害特性を知り、災害発生時に適切な行動がとれるよう、「北九州市防災ガイドブック」やハザードマップを作成し、土砂災害、河川氾濫、津波などの想定、予定避難所等の場所や災害種別に応じた避難の考え方などについて、市民への周知を進めている。
- 平成17年度から、地域住民参加型の災害図上訓練（D I G）を実施し、地域で大きな災害が発生した場合を想定し、被害や避難路などを地図へ書込み、参加者自身が地域の防災上の長所・短所を理解することによって、避難行動及び事前対策へのイメージを膨らますことができるよう取り組んでいる。
- 災害に関する新たな知見、想定、災害対応での教訓などを踏まえ、防災ガイドブックなどの更新を行うとともにD I Gの内容へも反映し、地域で想定される災害や避難行動に関する市民の理解を深めるため、継続的に取り組む必要がある。

現状

- ・D I Gの実施【毎年度】

ハザードマップの作成【危機】 KPI 事業

- 土砂災害警戒区域の変更、水防法に基づく想定最大規模での洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域の公表や災害対応の教訓等を踏まえて、新たな知見に基づくハザードマップの作成や防災ガイドブックなどの更新を行う。
- 災害に関する新たな知見、想定、災害対応での教訓などを踏まえ、D I Gの継続的な実施を推進するとともに、市民の災害リスクと避難行動に関する理解を深めるための取り組みを実施する。

目標

- ・D I Gの実施【毎年度】
- ・避難行動の理解促進に向けた取り組みの実施【毎年度】
- ・新たな知見に基づく、ハザードマップの作成・配布【R1年度】

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（2/4）

脆弱性の評価	
避難場所等の整備【危機】 KPI 事業	
●災害時の市民の安全かつ迅速な避難のため、予定避難所（499箇所）、一時避難地（289箇所）を災害種別毎に指定し、表示板や案内板等を掲示するとともに、ハザードマップや市のホームページなどで周知を図っている。	●地域住民が避難所での生活や運営を体験する避難所運営訓練や避難所運営ゲーム（HUG）を実施するとともに、熊本地震での避難所運営支援の経験を踏まえて「避難所運営マニュアル」の見直しを行った。
現状 <ul style="list-style-type: none">・避難所運営訓練等の実施 【毎年度】	

施策の推進方針	
避難場所等の整備【危機】 KPI 事業	
●予定避難所等の表示板や案内板については、「災害種別避難誘導標識システム（JISZ 9098）」に基づく表示を導入するとともに、引き続き適切な維持管理を行う。	●平常時より、避難所運営訓練や避難所運営ゲーム（HUG）などを通じて、「避難所運営マニュアル」への理解を深め、大規模災害時の円滑な避難所運営を図る。
目標 <ul style="list-style-type: none">・避難所運営訓練等の実施 1校区以上/年【毎年度】・避難所表示板の更新【R1年度】	

市民に対する防災知識等の普及【危機、消防】 KPI 事業	
<ul style="list-style-type: none">●市民の防災意識の高揚や防災知識の深化を図るため<ul style="list-style-type: none">・防災フォーラム・出前講演・市政だよりでの啓発・ホームページの充実などを行っている。●新たな地域防災の担い手を育成するため、<ul style="list-style-type: none">・市内大学生を対象とする「みんな de Bousai 人材育成事業」・市民を対象として災害時の危険や避難方法を考えるD I Gの実施などに取り組んでいる。●今後も様々な事業を通じて、市民の防災意識の向上を図る必要がある。	
●防災啓発の実施 <ul style="list-style-type: none">防災フォーラム参加者数 800人/年【H30年度】出前講演の実施数 63回【H30年度】	●新たな地域防災の担い手の育成 <ul style="list-style-type: none">みんな de Bousai 人材育成事業受講者数 119人/年【H30年度】
現状 <ul style="list-style-type: none">・防災啓発の実施防災フォーラム参加者数 800人/年【H30年度】出前講演の実施数 63回【H30年度】・新たな地域防災の担い手の育成みんな de Bousai 人材育成事業受講者数 119人/年【H30年度】	

市民に対する防災知識等の普及【危機、消防】 KPI 事業	
<ul style="list-style-type: none">●市民の防災意識の高揚を図るため、防災フォーラムや出前講演などの様々な媒体による啓発を継続する。●知識を具体的な備えにつなげるため、各家庭や企業等における事前の備えについての啓発を継続実施するとともに、備蓄の考え方、品目、数量の目安などをとりまとめて周知し、備蓄を促進する。●新たな地域防災の担い手を育成するため、みんな de Bousai 人材育成事業やD I G（J-D I G）を継続するとともに、市内の大学、企業等と連携した防災人材の育成の取り組みを検討する。	
●防災啓発の継続実施【毎年度】	●新たな地域防災の担い手の育成
<ul style="list-style-type: none">みんな de Bousai 人材育成事業受講者数 60人/年【毎年度】・備蓄ガイドラインの作成【R1年度】	

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（3/4）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>外国人への支援体制の整備【企画、産経】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が、災害発生時に適切に行動できるよう、災害時の体制を整えるとともに、外国語対応パンフレット等による平常時からの啓発等を行っている。●災害時については、外国語による迅速な情報提供のため北九州市の外国語版ホームページで情報発信できる体制を整えている。●平常時については、市内に居住する外国人市民向けの防災ハンドブックの多言語版（英中韓ベトナム）を作成・配布し、啓発を行うとともに、外国人市民のための防災講習会を開催し、防災意識の向上を図っている。●引き続き、外国人市民の防災意識向上を図るとともに、ホームページの自動翻訳等を活用しながら、より迅速かつ的確な情報提供を行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・啓発の実施 外国人市民向けの防災ハンドブックの作成・配布【H28年度】	<p>外国人への支援体制の整備【企画、産経】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●外国語対応パンフレットや外国人市民向けの防災ハンドブックの多言語版（英中韓ベトナム）等により啓発等を行う。●外国人市民のための防災講習会を開催し、防災意識の向上を図るとともに、ホームページの自動翻訳等を活用しながら、より迅速かつ的確な情報提供を行う。●災害時には関係機関と連携して、災害多言語支援センターによる外国人への情報提供を行うとともに、通訳サービスを活用した19言語への多言語対応を行う。●今後、「やさしい日本語」などの導入や平成29年7月に観光庁より示された「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づく訪日外国人への配慮を検討する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・啓発の実施【毎年度】

消防広報【消防】 KPI 事業

●市民の防火・防災意識の高揚と消防行政への理解促進を目的とし、消防出初式や消防音楽隊定期演奏会等のイベント、TV・ラジオなどの広報媒体を活用し、火災予防などの消防広報を実施している。

●住宅火災での高齢者・障害のある人等の死亡率が高いことから、各種媒体や行事等あらゆる機会を通じて、住宅からの出火防止のための広報を行っている。また、市内の消防隊のうち全警防小隊105隊が高齢者世帯等を直接訪問して、防火指導等を行うことで、火災による死者数の低減と出火危険の排除を推進しており、引き続き、近年の災害状況を踏まえ、その時に合わせた防火指導等を行っていく必要がある。

●将来のまちづくりを担う子どもたちが「防火・防災」について学び、家庭・地域生活の中で実践していく力を育むことを目的に、消防局と教育委員会の連携のもと、消防職員が小学校に出向き、「消防のしごと（火事をふせぎ、地震などの災害にそなえる）」をテーマにした「消防士さんといっしょ」の授業を行っており、平成30年度は、市内の全小学校の4年生（133校が対象）のうち、132校で実施している。

●近年の災害の状況などを踏まえ、その時に応じた啓発内容を盛り込むなど、積極的な取組みを継続実施する必要がある。

現状

- ・住宅防火訪問実施件数 3,179件/年【H30年度】
- ・消防士さんといっしょ授業の実施率 99.2%【H30年度】

消防広報【消防】 KPI 事業

●各種広報媒体や行事等のあらゆる機会を通じて、長年、出火原因の上位をしめている放火への対策をはじめ、住宅からの出火防止のための広報等を行うとともに、近年の災害状況を踏まえ、その時に合わせた防火指導等を行う。

●「消防士さんといっしょ」の授業を市内の全小学校の3年生（令和元年度は、3年生と4年生）に対して実施するとともに、その時に応じた啓発内容を盛り込むなど、積極的な取組みを継続して実施する。

目標

- ・住宅防火訪問実施件数 3,150件/年【毎年度】
- ・消防士さんといっしょ授業の実施率 100%【毎年度】

1-1 市民の災害に関する認識が十分でないことに起因する死傷者の発生（4/4）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定【教育】</p> <ul style="list-style-type: none">●本市立全校・園において、幼児・児童・生徒等の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、通学を含めた安全指導及び職員の研修その他学校における安全に関する事項について学校安全計画を策定し、実施している。●学校の危機（学校の安全を脅かす事件・事故や災害等）に対する事前の予防対策や危機発生時の迅速な対応、危機収束後の再発防止策の検討に加え、危機管理のための教職員体制の整備や任務分担、対応要領等の確認に資する学校危機管理マニュアルを策定している。●上記について、毎年、学校安全管理職研修会を実施し、学校安全及び防災に関する研修を行っており、その中で、学校安全計画及び学校危機管理マニュアルの具体的な更新・加筆内容について周知している。●今後もこれらの、更新・加筆等を適切に行うとともに、その内容について教職員への周知を徹底していく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・北九州市立学校・園での更新・策定率 100%【H27年度】	<p>学校安全計画、学校危機管理マニュアルの策定【教育】</p> <ul style="list-style-type: none">●学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを、年度途中においても必要に応じて、更新・加筆等を行い、その内容について教職員への周知を徹底する。

継続的な学校防災教育の推進【教育】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●幼児・児童・生徒が自らの命を大切にし、場面に応じて主体的に判断し、最善を尽くそうとする態度や率先して行動しようとする力を育むために、本市立全校・園において防災教育を実施している。幼児・児童・生徒の発達段階や生活環境に応じた防災教育を学校安全計画に適切に位置付け、「北九州市防災教育プログラム」を積極的に活用するなど、取組の推進を図っている。●具体的には、幼児・児童・生徒が災害時に主体的に行動することができる能力の基礎を培うため、学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）に合った具体的な想定での避難訓練を計画し、学期に1回（年3回）以上実施している。●各教科（社会、理科、体育科、保健体育科）及び特別活動、総合的な学習の時間、道徳の時間等において、防災教育に関連した単元では、学習内容と結び付けて指導を行うなど、防災教育の充実を図っている。●今後とも引き続き、市立全校・園において防災教育の推進を図っていく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・北九州市立学校・園での避難訓練実施率 100%【H30年度】

継続的な学校防災教育の推進【教育】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●「北九州市防災教育プログラム」を積極的に活用するなどの取組を推進する。また、学校の実態（立地条件や過去の災害の事例）に合った具体的な想定での避難訓練を学期に1回（年3回）以上実施する。●各教科等において、防災教育に関連した単元では、学習内容と結び付けて指導を行うなど、本市立全校・園において防災教育の推進を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・北九州市立学校・園での避難訓練実施率 100%【毎年度】

1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>建築物の耐震対策【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進している。●建築物の耐震化を促進するため、建築物の所有者等に対し、補助制度のPRと併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行っている。●引き続き、建築物の所有者等に対し、補助制度のPRと併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行っていく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅の耐震化率 85.2%【H26年度】・特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 85.9%【H26年度】	<p>建築物の耐震対策【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●既存建築物の耐震改修等を総合的かつ計画的に促進する。●建築物の所有者等に対し、補助制度のPRと併せ、防災意識の向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅・特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 95%【R2年度】・耐震性を有しない住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目指す【R7年度】

民間住宅の耐震対策【建都】 KPI 事業	民間住宅の耐震対策【建都】 KPI 事業
<p>民間住宅の耐震対策【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●地震による建築物の倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、民間住宅（木造住宅、分譲・賃貸マンション）の耐震化を促進し、安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを目指す。●民間住宅（木造住宅、分譲・賃貸マンション）の耐震化を促進するため、住宅の所有者などに対し、耐震化の必要性や補助制度についての周知を行うとともに、市のホームページや情報誌への掲載、また、市民向けのセミナーや建築関係団体との官民連携による講習会を開催するなど、防災意識向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供などを行っている。●引き続き、住宅の所有者などに対して、補助制度のPRや官民連携による講習会の開催など、防災意識向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行い、耐震化の促進へ繋げる必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・木造戸建て住宅の耐震化率 73.4%【H26年度】・共同住宅等の耐震化率 93.3%【H26年度】	<p>民間住宅の耐震対策【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●民間住宅（木造住宅、分譲・賃貸マンション）の耐震化を促進し、安全で安心して暮らせる地震に強いまちづくりを目指す。●住宅の所有者などに対して、補助制度のPRや官民連携による講習会の開催など、防災意識向上のための啓発や耐震改修促進に関する情報提供を行い、耐震化の促進を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅等）の耐震化率 95%【R2年度】・耐震性が不十分な住宅をおおむね解消【R7年度】

1-2 地震に起因する建物等の倒壊による死者の発生（2/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●耐震改修促進法第14条に規定される特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で、災害応急対策活動に必要な建築物（消防関連施設）や多数の市民が利用する建築物で階数2以上又は面積200m²を超える市有建築物の耐震化を進めている。●昭和56年6月の建築基準法の改正以前に建設された旧耐震基準建築物について、建替等の予定施設を除き、対象となる建築物714棟のうち耐震性を有する施設は654棟である。●残りの施設の耐震改修については、令和7年度末までの完了を目指して、計画的に耐震化を進める必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化率 91.6%【H30年度】	<p>特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化の推進【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●残りの市有建築物の耐震改修については、令和7年度末までの完了を目指して、計画的に耐震化を進める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物の耐震化率 100%【R7年度】

学校施設耐震補強事業【教育】	学校施設耐震補強事業【教育】
<p>学校施設耐震補強事業【教育】</p> <ul style="list-style-type: none">●地震による学校施設の倒壊などから、児童、生徒、教職員等の生命及び身体を保護するため、学校施設に必要な耐震性能を確保できるよう、施設の耐震化を図っている。●耐震補強工事が必要とされる施設について工事を進め、平成27年度末までに耐震化工事を完了した。●耐震補強については目標を達成したため、引き続き、適切な状態で維持管理を行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・学校施設の耐震化 100%【H27年度】	<p>学校施設耐震補強事業【教育】</p> <ul style="list-style-type: none">●耐震補強については目標を達成したため、引き続き、適切な状態で維持管理を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・学校施設の適切な維持管理【毎年度】

1-3 大規模な火災による死者の発生（1/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>平尾台防火帯設置事業【産経】</p> <ul style="list-style-type: none">●小倉南区平尾台地区において、過去に林野火災、延焼事故が発生した経緯から再発防止のため、防火帯の設置に対し補助金の交付を行っている。●森林法第21条に基づいて火入れの許可申請の内容を適正に審査し、火入れ許可書の発行を行い再発防止に努めている。●防火帯の設置の補助金交付、許可書の発行により、火入れの責任者に対する安全かつ適正な火入れに関する指示を行うことができ、火入れに関する予防、安全確保の役割を担っている。●林野火災や延焼事故の発生を防ぐため、引き続き、関連事務を実施する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・防火帯設置に対する補助金の交付件数 1件【H30年度】	<p>平尾台防火帯設置事業【産経】</p> <ul style="list-style-type: none">●林野火災や延焼事故の発生を防ぐため、防火帯設置に対する補助金を交付する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・適切な防火帯設置の促進【毎年度】

土地区画整理事業【建都】 KPI 事業

●宅地の利用増進と公共施設の整備・改善を図るため、土地の区画形質や公共施設の新設・変更を行い、災害に強い健全な市街地を造成し、公共の福祉を増進している。

●本市の土地区画整理事業は大正7年に旧戸畠市で施行された第一耕地整理に始まり、平成31年3月までに、104地区で事業が施行済である。現在は、市施行による折尾と、組合施行による町上津役の計2地区が施行中である。本市の区画整理事業施行済区域は、4,966.1ha で区画整理事業施行区域（施行中を含む）4,985ha の99.6%にあたる。

●区画整理事業施行済区域100%に向け、引き続き、土地区画整理事業の推進を図る必要がある。

現状

- ・区画整理事業施行済区域 99.6%【H30年度】

土地区画整理事業【建都】 KPI 事業

●区画整理事業施行済区域100%に向け、引き続き、土地区画整理事業の推進を図る。

目標

- ・区画整理事業施行済区域 100%【R7年度】

1-3 大規模な火災による死者の発生（2/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>都市計画マスターplanの運用【建都】</p> <ul style="list-style-type: none">●風水害、大火等による建築物等の被害を軽減・防止し、市民が安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めることが必要である。●平成30年に改定した北九州市都市計画マスターplanでは、減災の考え方を盛り込んだ都市防災に関する基本方針を示しており、この基本方針に沿ったまちづくりを引き継ぎを行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画マスターplanの策定【H30年3月】	<p>都市計画マスターplanの運用【建都】</p> <ul style="list-style-type: none">●北九州市都市計画マスターplanで示す、都市防災に関する基本方針に沿ったまちづくりを推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・都市計画マスターplanの評価【令和22年度（必要に応じて実施）】

消防水利の整備・維持管理【消防】 KPI 事業

- 災害対応能力の向上のため、火災発生時に使用する公設消火栓、公設防火水槽、消防専用送水管などの消防水利の整備及び維持管理を実施している。
- 地震や火災等の災害時に適切に水利を使用できるよう、引き続き、整備及び維持管理を行うとともに、耐震性を有する水利を整備する必要がある。

現状

- ・消防水利の整備・維持管理【毎年度】

消防水利の整備・維持管理【消防】 KPI 事業

- 火災等の災害時に適切に消防水利を使用できるよう、引き続き、消防水利の整備及び維持管理を行うとともに、新設する防火水槽については、耐震性能を有する防火水槽を整備する。

目標

- ・消防水利の整備・維持管理【毎年度】
- 耐震性防火水槽の整備

1-3 大規模な火災による死者の発生（3/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>予防行政【消防】 KPI 事業</p> <p>【予防査察】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●病院、百貨店等の防火対象物、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法で定める特定事業所について定期的に予防査察を行うとともに、特に必要のある場合は、特別査察を実施している。 ●予防査察については、毎年度、査察基本計画に目標実施件数を掲げて実施しており、高層建築物の排煙、避難設備等を重点とする各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備を指導するとともに、これら施設等の維持管理の徹底を期し、特に防火訓練の積極的指導と建築物の防火管理体制の強化・促進を図っている。 ●火災の発生を防止するとともに、火災及び火災以外の災害による被害の軽減を図るため、消防法第8条（防火管理者）及び第36条（防災管理者）に定める防火対象物に置く防火（防災）管理者の資格、指導育成を図るため講習会を開催している。 <p>【火災原因調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●以後の火災予防対策や警防対策に生かすため、消防法第31条に規定する火災の原因調査を実施している。 <p>【あんしん通報システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らしの高齢者世帯等に火災センサーなどを接続した緊急通報装置を設置することにより、火災や救急の緊急事態を未然に防止し、かつ被害の軽減を図り、高齢者や障害のある人たちが地域において安心して生活できるよう支援している。 ●継続して市民への火災予防思想の普及を図るとともに、防火・防災管理者講習の実施により資格者の指導育成を図る必要がある。また、あんしん通報システムは、看護師等による通年24時間受付可能な相談体制の充実や、緊急時の対応強化策として民間の警備員が駆け付けるなど、緊急通報システムのサービス内容をより充実させていることなどから、今後、利用者の増加が予想されるため、安心して利用できる安定したサービスの提供を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・査察実施件数 12,266件/年【H30年度】 ・あんしん通報システムの維持・管理【毎年度】 	<p>予防行政【消防】 KPI 事業</p> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高層建築物の排煙、避難設備等を重点とする各種消防設備の充実、強化及び人命救助活動に必要な空地等の整備を指導するとともに、これら施設等の維持管理の徹底を期し、防火訓練の積極的指導と建築物の防火管理体制の強化、促進を図る。 ●毎年度、査察基本計画に目標実施件数を掲げて査察を実施する。 ●「緊急通報システム」の課題であった、相談体制の充実や、玄関の施錠等で利用者への接触に時間を要していた部分について、サービス内容の充実を図り、利用促進に努める。また、「あんしん通報システム」への移行に伴い、利用者の増加が予想されるため、安心して利用できる安定したサービスの提供に努める。

1-4 津波・高潮による死者の発生（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>津波・高潮に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●津波情報や高潮情報、避難情報等の防災情報を効果的に伝達するために、地域住民へ一斉に通報が可能で、災害に強い情報伝達手段である同報系防災行政無線（住民に防災情報の放送を行う防災スピーカー）38基を平成26年度に設置し維持管理を行っている。●道路標識への海拔表示板の設置及び一時避難地や予定避難所の表示板に標高（海拔）を掲載してきた。●平成28年2月に福岡県津波浸水想定が公表されたことに伴い、津波からの避難の目安とするため、平成29年2月に津波ハザードマップを作成し対象地域へ配布とともに、津波浸水想定内に位置する要配慮者利用施設を把握し、登録制防災メールを活用した避難勧告等の情報を配信する体制づくりに取り組んでいる。●避難情報等の防災情報を効果的に伝達するため、引き続き同報系防災行政無線を適切な状態で維持管理を行うとともに、津波、高潮に関する市民への周知・啓発に取り組む必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・市内38基の同報系防災行政無線の維持【毎年度】・新たな知見に基づく、警戒避難体制の検討津波ハザードマップの作成・配布【H28年度】 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・新たな知見に基づく、警戒避難体制の検討【毎年度】・高潮ハザードマップの作成・配布【R1年度】・17基の同報系防災行政無線（スピーカー）を増設【R1年度】	<p>津波・高潮に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●避難情報等の防災情報を効果的に伝達するため、要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や、同報系防災行政無線の適切な維持管理を行う。●福岡県による高潮浸水想定（玄界灘、豊前・豊後）の公表が行われた後、ハザードマップを作成し対象地域に配布する。●同報系防災行政無線（住民に防災情報の放送を行う防災スピーカー）を既存の38基に加えて、平成28年2月に公表された福岡県津波浸水想定を包含できるよう小倉北区、若松区及び八幡西区に17基増設し、合計55基を整備する。

漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業【産経】 KPI 事業

●津波・高潮から背後地を守るため、漁港区域内の防波堤、護岸等の施設整備により機能強化を図り災害被害を防ぐとともに、海岸保全施設の機能回復及び強化を図っている。

●漁港区域内における施設の機能強化保全計画について策定を完了しており、計画に基づいて機能強化（護岸嵩上げ、胸壁嵩上げ等）事業を進めている。

●機能強化事業の完了後、定期点検を実施するとともに予算確保に努め適切な施設の維持管理を行う必要がある。

現状

- ・漁港区域内における機能強化事業の進捗率 約100%【H29年度】

漁村地域における防災・減災対策事業、海岸保全施設整備事業、海岸保全施設老朽化対策事業【産経】 KPI 事業

●津波・高潮から背後地を守るため、漁港区域内の防波堤、護岸等の施設整備により機能強化を図り災害被害を防ぐとともに、海岸保全施設の機能回復及び強化を図る。

●漁港区域内における施設の機能強化（護岸嵩上げ、胸壁嵩上げ等）事業を推進する。

●機能強化事業の完了後、定期点検を実施するとともに、適切な施設の維持管理を行う。

目標

- ・適切な施設の維持管理【毎年度】

1-4 津波・高潮による死者の発生（2/2）

脆弱性の評価		施策の推進方針
海岸（高潮）事業【港湾】 KPI 事業		海岸（高潮）事業【港湾】 KPI 事業
<p>●門司区の白野江地区及び新門司北地区は、平成11年に発生した高潮により500棟を超える住宅・物流倉庫が浸水するなど甚大な被害を受けた地区である。これを受け、高潮等の災害から市民の生命・財産を守るとともに立地企業の経済活動を維持することを目的に、平成13年度から臨海部において護岸整備を進めている。</p> <p>●現在、本事業では白野江地区（護岸整備 L=430m、防護面積 A=14ha）及び新門司北地区（護岸整備 L=1,270m、防護面積 A=74ha）の護岸整備を重点的に取り組んでおり、特に白野江地区は、市営住宅や市民センターなどが立地する人口集積地であることから、優先的に整備を進めている。</p> <p>●近年の異常気象による災害リスクの増大を受け、災害対策の重要性・緊急性は益々高まってきており、引き続き国との連携を図りつつ、計画的かつ早期に護岸整備を進める必要がある。</p>		<p>●国との連携を図りつつ、計画的かつ早期に護岸整備を進める。</p>
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・護岸整備率 73.5%【H30年度】 ・これまでの護岸整備状況 白野江地区 : L=430m (R1年度で完了予定) 新門司北地区 : L=1,270m (R3年度で完了予定) 		目標 <ul style="list-style-type: none"> ・護岸整備率 100%【R3年度】

1-5 洪水・内水による死者の発生（1/4）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備【危機、建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●北九州市水防計画に基づき、市災害対策本部と水防本部との連携を図り、河川氾濫等への警戒体制を構築している。●降雨量や河川の水位を避難勧告等の判断の参考とするため、雨量計・水位計を設置し、国・県が設置した機器とあわせて観測データを監視するとともに、市ホームページで公表している。●浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設を把握し、登録制防災メールを活用した避難勧告等の情報を配信する体制づくりに取り組んでいる。●市水防計画について、毎年度見直しを行うとともに、雨量計・水位計が常時適切に稼動するよう、引き続き適切な維持管理を行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・雨量計・水位計の維持管理【毎年度】・紫川浸水想定区域を活用した防災訓練の実施【H30年度】	<p>河川氾濫、浸水に対する警戒避難体制の整備【危機、建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●雨量計や水位計が常時適切に稼動するよう、引き続き適切な維持管理を行う。●要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備や、ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。

河川改修事業の推進【建設】 KPI 事業

- 豪雨灾害や都市化の進展に起因する浸水被害を抑制するため、治水事業の根幹となる河川改修を推進している。
- 一、二級河川では整備計画に基づいた整備、また、準用、普通河川については、浸水実績などを踏まえ、緊急度の高い河川から整備に取り組んでいる。
- 引き続き、治水安全度の向上を目指し、河川改修を進めていく必要がある。

〈主な河川〉

紫川、神嶽川、相割川、板櫃川、江川、金剛川、笛尾川、金山川、砂津川、竹馬川、割子川、大野川、朽網川

現状

- ・河川改修の推進【毎年度】

河川改修事業の推進【建設】 KPI 事業

- 引き続き、治水安全度の向上を目指し、河川改修を推進する。
- 平成30年7月豪雨を受け、市が管理する準用河川（小熊野川など）や普通河川（高瀬川など）についても河川改修に取り組んでいく。

目標

- ・河川改修の推進【毎年度】

1-5 洪水・内水による死者の発生（2/4）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン（100mm/h 安心プラン）【建設・上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●神嶽川流域の小倉都心部について、豪雨による浸水被害を軽減するため、河川と下水道が連携し、河川改修や雨水貯留等の整備を行うとともに、防災情報の周知や水防訓練の実施など、ハード・ソフト両面の対策を行っている。（計画期間：平成27年度から令和6年度までの10年間）●引き続き、治水安全度の向上を目指し、河川と下水道が連携して整備を実施する必要がある。 <p>〈主な浸水対策整備〉</p> <ul style="list-style-type: none">・神嶽川、紫川・昭和町雨水貯留管 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・100mm/h 安心プランの推進【毎年度】	<p>北九州市 小倉都心部浸水対策推進プラン（100mm/h 安心プラン）【建設・上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●引き続き、治水安全度の向上を目指し、河川と下水道が連携して整備を推進する。●また、旦過地区については、まちづくりと一体となった河川改修を進めることで、浸水被害の軽減を図っていく。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・100mm/h 安心プランの推進【毎年度】

河川情報システム【建設】

- 河川に設置した水位計及び監視カメラにより収集した水位等のリアルタイムな情報をインターネットの「防災情報北九州」や「福岡県防災情報」で市民に公表している。
- これにより、市が適切な現場対応や避難勧告発令などの防災対応を行うことができ、また市民が河川氾濫に備えた事前準備や自主的な避難行動をとることができることとなっている。
- 河川情報システムが常時適切に稼動するよう、引き続き、各設備等の充実や維持管理を行う必要がある。

現状

- ・インターネットを通じた河川水位監視体制の整備充実【毎年度】
- ・河川情報システム保守点検の実施【毎年度】

河川情報システム【建設】

- 河川情報システムが常時適切に稼動するよう、引き続き、各設備等の適切な維持管理を行う。
- 重要水防箇所や溢水した箇所などに危機管理型水位計や河川監視カメラを増設する。

目標

- ・インターネットを通じた河川水位監視の実施【毎年度】
- ・河川情報システム保守点検の実施【毎年度】

1-5 洪水・内水による死者の発生（3/4）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>国、県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●市水防計画に指定している重要水防箇所等の、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所の水防巡視や、出水期に備えた情報伝達訓練を実施している。●国、県、市及び関係機関で重要水防箇所等を巡視するとともに、国、県、市で連携した情報伝達訓練の実施や、内水、外水被害を想定したシミュレーション訓練を実施している。●引き続き、毎年度出水期前の巡視や関係機関との連携を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・出水期前の水防巡視の実施【毎年度】・内水・外水被害を想定したシミュレーション訓練の実施【毎年度】	<p>国、県管理河川の重要水防箇所のパトロール及び情報伝達訓練【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●引き続き、毎年度出水期前の巡視や関係機関との連携を図る。

アンダーパスの安全対策【建設】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●アンダーパスにおける車両の水没は生命に関わる重大な事故であるため、冠水警報装置等の機器を整備するとともに、市政だよりやホームページ等で情報発信し市民に対し注意喚起を行っている。●路面表示、側面の水深表示、赤色回転灯は24箇所、監視カメラは15ヶ所、大型の冠水警報表示板は6ヶ所について設置済みである。●市民への注意喚起を目的に、引き続き、市政だよりやホームページ等で情報発信を実施する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・アンダーパスに関する注意喚起の実施【毎年度】

アンダーパスの安全対策【建設】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●引き続き、市政だよりやホームページ等で情報発信を実施する。

1-5 洪水・内水による死者の発生（4/4）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>浸水被害の最小化【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 10年に1度の降雨（53mm/h）に対して雨に強いまちをつくるため、効率的かつ効果的に雨水整備を進めている。● 平成25年7月豪雨等により浸水した箇所や浸水危険性の高い地区について、雨水管や雨水ポンプ、雨水調整池等の整備を行い、浸水被害の最小化を図っている。● 引き続き、災害時に住民が迅速な行動がとれるよう、河川部局と連携し、防災ハザードマップの掲示や防災情報の周知・啓発を行うなど、ソフト対策を組み合わせながら、浸水被害の軽減に向け総合的な浸水対策を推進する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・雨水整備率 72.4%【H30年度】	<p>浸水被害の最小化【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 過去の豪雨等により浸水した箇所や浸水危険性の高い地区について、浸水被害の最小化を図るため、雨水管や雨水ポンプなどの整備を計画的に進める。● 引き続き、災害時に住民が迅速な行動がとれるよう、河川部局と連携し、防災ハザードマップの掲示や防災情報の周知・啓発などのソフト対策の実施など、総合的な浸水対策を推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・雨水整備率 73%【R2年度】

1-6 土砂災害による死者の発生（1/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>土砂災害に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月に発生した広島市豪雨災害や土砂災害防止法の改正を踏まえ、土砂災害（特別）警戒区域に居住している市民の防災意識を醸成するとともに、個人や地域としての具体的な備えや判断力の強化を目的に、平成27年度から土砂災害を想定したD I G（土砂D I G）を実施している。 土砂災害（特別）警戒区域に位置する要配慮者利用施設を把握し、登録制防災メールを活用した避難勧告等の情報を配信する体制づくりに取り組んでいる。 降雨量を避難勧告等の判断の参考とするため、市内に雨量計を設置し、観測データの監視、公表を行っている。 平成30年7月豪雨を踏まえ、避難情報等の発令対象区域を拡大することとし、また、土砂災害（特別）警戒区域に居住している市民へ啓発チラシを配布し、危険な区域の周知を行った。今後はさらに、土砂災害を含めたあらゆる災害に対する避難行動の理解促進に取り組む必要がある。 	<p>土砂災害に対する警戒避難体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備、雨量計の適切な維持管理を行う。 災害に関する新たな知見、想定、災害対応での教訓を踏まえ、D I Gの継続的な実施を推進するとともに、市民の災害リスクと避難行動に関する理解を深めるための取り組みを実施する。
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> D I Gの実施【毎年度】 要配慮者利用施設への情報配信体制の整備【H29年度】 土砂災害（特別）警戒区域に居住している市民への啓発チラシの配布【H30年度】 	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動の理解促進に向けた取り組みの実施【毎年度】

治山事業【産経】

●治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地灾害から国民の生命・財産を保全とともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策の一つであり、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図るうえで必要不可欠な事業である。具体的には、災害等で崩れた、若しくは、崩れる恐れがある山腹や渓間に、土留工や治山ダム等の構造物を設置して、土砂の流出や山の崩壊を防止するもので、地域住民の要望により行われる事業である。一般的に、要望から事業実施まで2~3年程度を要する。この事業は昭和10年より進めてきており、平成30年度末における本市の施工実績は約1,200箇所である。事業主体が県であり、市は、「市内の意見集約と県への要望」及び「土地所有者や地元等関係者との調整」を行っている。

●今後もこれまで同様、事業主体である県に治山事業の早期実施に向けて要望していく。

現状

- 地域住民からの治山要望を収集、事業化【毎年度】

治山事業【産経】

●今後も事業主体である県に治山事業の早期実施に向けて要望を実施する。

目標

- 地域住民からの治山要望を収集、事業化【毎年度】

1-6 土砂災害による死者の発生（2/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>宅地造成等規制法、都市計画法による災害防止の措置についての指導【建都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成等規制法に基づき一定の規制区域を定め、その区域内の宅地造成工事又は既成宅地に起因する崖くずれ及び土砂の流出による災害を防止する。許可工事に対する規制（一定の宅地造成工事の申請に対して審査し許可）及び既成宅地に対する規制（宅地の所有者等に対して必要に応じて安全な状態を保つよう指導）を実施している。 ●都市計画法では、市街化区域（優先的かつ計画的に市街化を図る区域）と、市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）ごとに、無秩序な宅地化を抑制し、計画的な市街化を図るため一定の基準により開発行為を制限している。市街化区域に対する規制については、開発行為の申請に対して審査し許可するものであり、市街化調整区域に対する規制については、開発行為、建築行為の申請に対して審査し許可するものである。 ●引き続き、両法に基づく災害防止の措置の指導を行う体制を整えていく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両法に基づく災害防止の措置の指導【毎年度】 	<p>宅地造成等規制法、都市計画法による災害防止の措置についての指導【建都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、宅地造成等規制法及び都市計画法に基づく災害防止の措置の指導を行う体制を整えていく。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両法に基づく災害防止措置の指導の実施【毎年度】

区域区分見直しの基本方針の策定【建都】KPI 事業

●市民が安全で安心して暮らすためには、市街化区域内における災害発生の危険がある斜面地住宅地等について、市街化区域と市街化調整区域との区域区分の見直しを進め、適切な土地利用の誘導を行う必要がある。

現状

- ・区域区分見直しのあり方に関する専門小委員会の設置・検討【H30年度】

区域区分見直しの基本方針の策定【建都】KPI 事業

●都市計画審議会に設置した「区域区分の見直しのあり方に関する専門小委員会」の検討結果を踏まえ、区域区分見直しの基本方針を策定し、適切な土地利用の誘導を実施する。

目標

- ・区域区分見直しの基本方針の策定・実施【R1年度】

宅地防災月間【建都】

●日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自ら的確な行動をとることが必要であるため毎年6月にポスター等を活用して防災知識等の普及を図っている。

●引き続き、市民への防災意識の普及を図るため、宅地防災月間等でポスター等を活用して啓発を行う必要がある。

現状

- ・宅地防災月間の実施【毎年度】

宅地防災月間【建都】

●引き続き、市民への防災意識の普及を図るため、宅地防災月間等でポスター等を活用して啓発を行う。

目標

- ・宅地防災月間の実施【毎年度】

1-6 土砂災害による死者の発生（3/3）

脆弱性の評価		施策の推進方針
大規模盛土造成地の把握【建都】 KPI 事業		大規模盛土造成地の把握【建都】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●大規模盛土造成地の有無を調査し、住民（所有者等）に情報提供するため、大規模盛土造成地マップの作成に向けて、福岡県、福岡市、久留米市との連絡調整を図っている。●今後、大規模盛土造成地マップの公表に向けた、調査等を着実に進める必要がある。		<ul style="list-style-type: none">●平成 29 年度に予備調査（基礎資料の整理）を実施、平成 30 年度に本調査（1 次スクリーニング）を実施、令和元年度に大規模盛土造成地マップを作成、及び大規模盛土造成地マップの公表を行う。

北九州市宅地防災工事等資金融資制度【建都】	北九州市宅地防災工事等資金融資制度【建都】
<ul style="list-style-type: none">●災害対策基本法、宅地造成等規制法、建築基準法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、防災工事を行うように勧告等を受けた者が防災工事を行う場合等に、必要な資金の融資を実施している。●制度を創設した昭和 47 年度からこれまで 200 件以上の融資実績があり、平成 23 年 7 月に「復旧工事」に対する融資の新設、平成 27 年 5 月に融資条件の緩和、さらに平成 30 年 5 月に「減災工事」に対する融資の新設を行った。●融資が必要な人に対して、利用しやすい制度を整えており、今後、制度活用に向けて、市民の防災意識（壊れる前の予防）の向上のための周知や啓発活動が必要である。	<ul style="list-style-type: none">●融資制度活用に向けて、市民の防災意識（壊れる前の予防）の向上のための周知や啓発活動を行う。

がけ地近接等危険住宅移転事業【建都】	がけ地近接等危険住宅移転事業【建都】
<ul style="list-style-type: none">●土砂災害特別警戒区域内、福岡県建築基準法施行条例第 5 条により建築が制限されている範囲内、及び急傾斜地崩壊危険区域内にある危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の除却並びに代替住宅の建設等に要する経費を補助するものであり、平成 26 年 3 月に補助制度を創設した。●引き続き、ホームページ・刊行物への掲載やリーフレットの配布等により、補助制度の周知を図っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none">●引き続き、ホームページ・刊行物への掲載やリーフレットの配布等により、補助制度の周知を図る。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-1 被災地における水・食料等、生命に関わる物資供給の長期停止（1/1）	
<p>脆弱性の評価</p> <p>必要物資等の備蓄・調達・配達体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小倉東断層での地震による避難者・約 22,000 人に対応した非常用食料（198,000 食）と飲料水（66,000 リットル）の備蓄は平成 29 年度に完了し、平成 28 年熊本地震の教訓を踏まえたミルクやオムツなどの備蓄は、平成 30 年度に完了している。 ●市内企業と協定を締結し、生活必需物資等の供給や、支援物資を集積管理・仕分けから配達までを実施する体制の整備やマニュアルを作成しており、このマニュアルに基づいた訓練を平成 29 年度に実施した。 ●引き続き、計画のとおり食料、飲料水などの備蓄を進めるとともに、支援物資の配達体制の実効性の向上を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用食料・飲料水・生活必需品などの備蓄品の更新整備【毎年度】 ・災害時における生活必需物資等の供給に関する協定締結【H18 年度】 ・災害時の物流対策に関する民間企業との協定締結【H20 年度】 ・支援物資の配達訓練の実施【H29 年度】 	<p>施策の推進方針</p> <p>必要物資等の備蓄・調達・配達体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食料、飲料水やミルク、オムツなどの備蓄、更新を着実に行うとともに、令和 2 年度に運用開始を予定している内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」導入に向けた検討等を行い、支援物資の配達体制の実効性の向上を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用食料・飲料水・生活必需品などの備蓄品の更新整備【毎年度】 ・物資調達・輸送調整等支援システム導入に向けた検討等の実施【R3 年度】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（1/3）

脆弱性の評価		施策の推進方針
各種防災訓練の実施【危機】 KPI 事業		各種防災訓練の実施【危機】 KPI 事業
●風水害、地震等の大規模災害時において、市民、防災関係機関、各種団体及び民間企業等が連携し、円滑な災害対応を行うために全市、区、地域といった様々な単位で多様な形態の防災訓練を実施している。	●市総合防災訓練は、関係機関等と調整のうえ災害想定や訓練手法等を決定し、毎年実施しており、区防災訓練は、区ごとの災害特性や過去の災害状況を踏まえて、毎年全区で実施している。	●危機管理能力、防災対応力を向上させるため、多様な防災訓練を継続的に実施する。
●今後とも、危機管理能力、防災対応力を向上させるため、多様な防災訓練を継続的に実施する必要がある。	●訓練参加人数 4,225人/年【H30年度】	●目標 ・訓練参加人数 3,000人/年【毎年度】

防災活動の支援拠点の整備【建設】 KPI 事業

●災害時に避難地となる都市公園（広域避難地（概ね10ha以上）、一時避難地、緊急避難地）、及び災害後の救援・復旧・復興活動の拠点となる都市公園（広域防災拠点、地域防災拠点）については、「北九州市 緑の基本計画」を踏まえながら整備を推進している。
●現在、防災拠点に指定している都市公園は、広域防災拠点が2箇所、地域防災拠点が13箇所の計15箇所、広域避難地が24箇所、一時避難地が121箇所の計145箇所となっている。
●今後も、防災拠点等に位置付けられた都市公園を活用し、さらに避難地となる公園広場などの面積拡充が必要な公園の整備を行っていく必要がある。
また、併せて災害時の救援・復旧・復興の地域の防災拠点としての公園整備も進めていく必要がある。

現状

- ・都市公園で指定している防災拠点と避難地数 160箇所【H30年度】

防災活動の支援拠点の整備【建設】 KPI 事業

●今後も、防災拠点等に位置付けられた都市公園を活用し、さらに避難地となる公園広場などの面積拡充が必要な公園の整備を実施する。
また、災害時の救援・復旧・復興の地域の防災拠点としての公園整備も併せて進めていく。

〈新規整備公園〉

曾根・豊岡地区公園

目標

- ・都市公園で指定している防災拠点と避難地数 161箇所【R5年度】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（2/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>救助体制の強化【消防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種災害に安全・確実・迅速に対応できるように必要なレスキュー用機械器具の整備、点検等を実施するとともに計画的に訓練を行う等、各救助隊等の災害活動力の維持及び向上を図っている。特に、大規模災害発生時に検索活動や安全管理に使用する高度救助用器具を市内二ヶ所に配置するとともに、災害対応能力向上のための各種訓練及び研修を実施している。 ●東日本大震災の教訓を踏まえ、本市での大規模災害や緊急消防援助隊等の災害派遣に応じるために、災害活動や後方支援活動に必要な資器材を整備している。 ●引き続き、計画的に資器材を整備し効果的な訓練を実施していく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度救助用器具を市内二ヶ所に配置【H27年度】 	<p>救助体制の強化【消防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、計画的に資器材を整備し配置する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資器材の整備・配置【毎年度】

消防団の充実強化【消防】 KPI 事業

- 消防団の充実強化を図るため、狭隘及び老朽化した消防団施設を計画的に整備している。
旧耐震基準で建築された消防団施設（計38施設）について、平成25年度から平成27年度に実施した耐震診断の結果に基づき、耐震化が必要と判断された26施設のうち、耐震補強工事により耐震化を図る施設は、平成29年度から順次、耐震補強工事を実施するとともに、建替えにより耐震化を図る施設については、用地を確保できた施設から移転新築し、平成35年度を目標に消防団施設の耐震化を図ることとしている。
- 消防団員の安全活動のため、消防団員の給貸与品及び非常備活動用資器材の整備改善を行っている。
- 地域防災力の中核として、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るため、引き続き、計画的な施設及び車両の整備を行うとともに、若者が魅力を感じる消防団づくりを推進し、入団促進と機能強化を図る必要がある。

現状

- ・消防団施設の耐震化 80%【H30年度】
- ・消防団員の充足率 93.2%【H31年4月】

消防団の充実強化【消防】 KPI 事業

- 引き続き、計画的に消防団施設の耐震化を図る。
- 消防団応援の店・消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の周知とともに、地域の祭りや大学等における入団募集、事業所や大学事務所等への働きかけやSNS等広報媒体を活用したPRなどを通して、消防団への加入促進を図る。

目標

- ・消防団施設の耐震化 100%【R5年度】
- ・消防団員の充足率 96.0%【R2年4月】

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足（3/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>消防力の充実・強化【消防】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害対応の拠点となる消防施設の耐震化については、耐震診断の結果に基づき、耐震補強工事及び建て替えを計画的に行い、建て替えを除き平成28年度に完了した。●消防庁舎を適正に維持するため、定期点検を実施し、修繕・改修等を行うとともに、自家用発電設備の設置や燃料備蓄等、電力供給停止時の消防機能の維持を進めている。●災害対応に備え、消防局保有の消防自動車等201台（ヘリコプターを除く）の更新、整備及び維持管理を行っている。●人口動態及び都市構造の変化、災害の大規模化など、消防を取り巻く環境の変化に対応した消防力（消防署・分署の開設や消防隊の配置）の整備や、市民サービスの公平性の観点から、消防署・分署の適正配置や効率・効果的な部隊運用を推進する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・建て替えを除く消防署所の耐震化完了【H28年度】・消防署等の適切な整備・維持管理【毎年度】	<p>消防力の充実・強化【消防】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●計画的な消防署・消防自動車等の整備や消防隊等の増隊・配置の見直しを適宜行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・消防署等の適切な整備・維持管理【毎年度】

2-3 大量かつ長期の帰宅困難者の発生（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>企業における帰宅困難者対策【危機・産経・消防】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●大規模災害時に、交通機関の運行停止や道路の通行不能により帰宅できない多数の帰宅困難者の発生による混乱を回避するため、企業等における帰宅抑制が必要であり、そのための企業での様々な備蓄や滞在場所の確保などの対策を進める必要がある。●企業の帰宅困難者対策について、考え方や具体的な取り組みを整理した「北九州市帰宅困難者対策ガイドライン」を平成30年度に作成し啓発を推進している。●今後、様々な機会を捉え、災害時の企業等における一斉帰宅の抑制を働きかけるとともに、施設内での滞在ができるよう、企業等における備蓄を推進する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・帰宅困難者対策に関するガイドライン等の策定、啓発実施【H30年度】	<p>企業における帰宅困難者対策【危機・産経・消防】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●今後、様々な機会を捉え、災害時の企業等における一斉帰宅の抑制を働きかけるとともに、施設内での滞在ができるよう、企業等における備蓄を推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・企業防災に関する啓発の実施【毎年度】・備蓄ガイドラインの作成【R1年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（1/6）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>要配慮者支援体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進するため、災害対策基本法及び国の取組指針を踏まえ、災害発生時に自力又は家族等で避難することが困難な高齢者・障害のある人を事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成しており、平成26年度より避難支援等関係者への提供を開始し、概ね完了している。●避難行動要支援者ごとに作成する避難支援個別計画の作成数は225件であり、十分に進んでいない現状であることから、この個別計画の作成が進むようサポートを行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・避難支援個別計画の作成数 225件【H31年1月】	<p>要配慮者支援体制の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●各区役所や消防署で地域による避難支援の取組みについての助言などにより、避難支援個別計画の作成を推進する。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進【危機、建設】 KPI 事業

●土砂災害防止法に基づく土砂灾害（特別）警戒区域、水防法に基づく洪水及び高潮浸水想定区域、津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、その管理者等が避難確保計画を作成し、市に報告することが義務となっている。

●市として該当施設に対し、避難確保計画の作成を指示し、全ての該当施設で適切な警戒避難体制が整うように取り組む必要がある。

●また、毎年、該当する施設の抽出を実施し、地域防災計画に施設名を掲載するとともに、関係部局と連携し、該当施設に対して、文書や説明会などを通じて、避難確保計画の作成を促進させる必要がある。

現状

- ・避難確保計画の作成率 44.7%【R1年5月】

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進【危機、建設】 KPI 事業

●引き続き、避難確保計画作成の促進を図り、作成率100%の早期実現を図る。

目標

- ・避難確保計画の作成率 100%【R3年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（2/6）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【保福】</p> <ul style="list-style-type: none">●介護保険施設、障害福祉サービス事業所及び救護施設等は、自力避難が困難な方も多く利用されていることから、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じるよう指導を行っている。●介護保険施設等については、毎年、市内の介護保険通所及び入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームに対して、非常災害時のマニュアルや体制整備の確認・徹底について、通知を行っている。●障害福祉サービス事業所等については、平成28年9月13日付けで市内の障害福祉サービス事業所470事業所に対して、非常災害時の体制整備の強化・徹底について、通知を行うとともに、災害対応マニュアルの整備状況について調査を行い、未作成の事業所に対し、マニュアルの作成を指示した。●救護施設については、避難計画をすでに策定済みであり、これにそって災害時における安全対策に努めるよう指導している。●各施設に対して、継続して通知・指導等を適宜行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・各施設等への通知・指導等の体制整備【H31年4月】	<p>介護保険施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【保福】</p> <ul style="list-style-type: none">●介護保険施設、障害福祉サービス事業所及び救護施設等に対して、継続して通知・指導等を適宜行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・施設への通知、指導等の実施【毎年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（3/6）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>医療資器材、医薬品等の備蓄・調達の推進【保福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時において、救護班（DMAT、JMAT を含む）が携行する医療用資器材及び医薬品等を確保する必要がある。 ●これまでに、市立医療センター及び市立八幡病院において、医療用資器材及び医薬品を備蓄している。また、県が県医薬品卸業協会及び県医療機器協会と供給協定を結んでいる。 ●引き続き、医療用資器材及び医薬品の備蓄や調達体制を整えるなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に必要となる医療用資器材及び医薬品等の確保【毎年度】 	<p>医療資器材、医薬品等の備蓄・調達の推進【保福】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療用資器材及び医薬品の備蓄や調達体制を整えるなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時医療体制の維持、整備に必要な資器材等の確保【毎年度】

災害拠点病院等の医療機関の確保【保福】 KPI 事業

<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に、速やかに医療体制を構築できるように、災害拠点病院をはじめとした医療機関の被災状況等を把握する必要がある。 そのため、市医師会医療救護計画の改訂を行い、災害時の医療体制の司令塔として、市立八幡病院内に「災害医療・作戦指令センター（DMOC）」を設置し、災害時の医療機関情報の収集及び医療機関との調整を担うこととした。 ●継続治療が必要な患者への対応のため、人工透析装置を有する医療機関情報を上下水道局へ提供する体制を整えている。 ●引き続き、DMOC 机上訓練等の実施により市医師会医療救護計画の検証を行うなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMOC 机上訓練の実施【H29 年 11 月】 	<ul style="list-style-type: none"> ●DMOC 机上訓練等の実施により市医師会医療救護計画の検証を行うなど、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DMOC 机上訓練等の実施【毎年度】
---	--

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の体制整備【保福】 KPI 事業

<ul style="list-style-type: none"> ●本市では、例年、国などの研修会参加により、DHEAT の人材育成を行い、体制整備に努めている。 ●平成 30 年 7 月豪雨では、大規模な被害を受けた広島県の要請に基づき、本市の DHEAT の派遣を行っている。 ●引き続き、さらなる DHEAT の体制整備を図るために、現在の取り組みを推進する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DHEAT 研修会の受講者 17 人【H30 年度】 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、さらなる DHEAT の体制整備を図るために、現在の取り組みを推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DHEAT 研修会の受講者 20 人【R1 年度】
--	--

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（4/6）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>救護班（DMAT、JMAT等）による医療支援【保福】 KPI事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害発生時に、速やかに医療救護活動が行えるよう、DMAT、JMAT等をはじめとした救護班を編成し、重症度に応じた医療提供体制を構築することとしている。●市医師会医療救護計画の改訂を行い、災害時の医療体制の司令塔として、市立八幡病院内に「災害医療・作戦指令センター（DMOC）」を設置することとし、救護活動全体に関する情報収集及び医療資源の適切な配分等を行うこととした。●DMOCが災害発生時に、速やかに医療救護活動を開始することができる体制を維持するため、DMOC机上訓練を実施した。●引き続き、訓練等の実施により、災害時に機能する医療体制の維持整備を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・DMOC机上訓練の実施【H29年11月】	<p>救護班（DMAT、JMAT等）による医療支援【保福】 KPI事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害時に速やかに医療救護活動を開始することができる体制の維持を図る。

災害・事故時のこころのケア対策【保福】 KPI事業
<ul style="list-style-type: none">●平成24年度に全職員を対象に冊子「こころのケアの手引き」を配布し、その後、毎年新規採用職員に配布している。●また、市職員（部署、職種を問わず）を対象に、災害時の心理的支援を身につけるための研修を行うとともに、専門職向けにPTSDに関する研修を実施している。●関係職員が災害時精神保健医療の専門チーム DPATの訓練に参加するとともに、他自治体で発生した災害への支援に従事することで、対応力の向上を図っている。●広く災害・事故時のこころのケアに関する知識の普及を図り、対応力を向上させるため、引き続き現在の取り組みを推進する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・関係職員への研修及び専門的な支援のための訓練の実施【H30年度】

災害・事故時のこころのケア対策【保福】 KPI事業
<ul style="list-style-type: none">●広く災害・事故時のこころのケアに関する知識の普及を図り、対応力を向上させるため、引き続き現在の取り組みを推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・関係職員への研修及び専門的な支援のための訓練の実施【毎年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（5/6）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>福祉避難所の設置【保福】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●現在、市内の70ヵ所の障害福祉施設や高齢者福祉施設等と福祉避難所に関する協定を締結している。●災害の種類や規模等によって避難者数や避難される方々の心身の状態等が異なるため、福祉避難所への避難者数を一概に想定することは困難であるが、より多くの方を受け入れができるよう、施設等への協力依頼を継続して行い、福祉避難所の確保に努めていく。●本市においても、福祉避難所が、「震災による施設の損壊」・「施設職員が被災」したこと、また、近隣住民が直接施設に避難してきたことにより、開設・受入ができない状況がでてくることも考えられる。今後は、福岡県が進めている、福祉避難所への広域避難の取組みを踏まえ、本市の体制整備を進めていく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉避難所に関する協定施設数 70施設【H30年度】	<p>福祉避難所の設置【保福】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●施設等への協力依頼を継続して行い、福祉避難所の確保に努める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・協定締結先の拡大【毎年度】

2-4 被災地における医療・福祉機能の麻痺（6/6）

脆弱性の評価		施策の推進方針
妊産婦・乳児避難所の設置【子家】KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者である乳児、妊産婦への支援体制は、紙おむつ、ミルク、哺乳瓶などの備蓄や予定避難所における授乳スペースの確保などがあるが、予定避難所では生活が困難な妊産婦や乳児を受け入れる機能は備わっていない。 ●大規模地震が発生した場合において、要配慮者である妊婦や乳児を抱えた母親が避難所生活で苦労した経緯を受け、被災地の意見等を参考に、地震等の災害時に妊産婦等を一時的に受け入れる「妊産婦・乳児避難所」を設置する必要がある。 		妊産婦・乳児避難所【子家】KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●令和元年6月に、二次的避難所として子どもの館、子育てふれあい交流プラザを妊産婦・乳児避難所として設置。
現状		目標 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳児避難所が開設された場合の円滑な運営体制の確保【毎年度】

児童福祉施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【子家】

<ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園、児童福祉施設、私立幼稚園、放課後児童クラブ、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童自立生活支援事業）、母子生活支援施設等は、自力避難困難な幼児、児童が利用していることから、水害・土砂災害を含む非常災害時に備えた各種計画、避難訓練の実施、災害対応体制の整備、強化など、十分な対策を講じるよう指導を行っている。 ●各施設において、消防署等と連携をとりながら定期的に避難訓練を実施している。また、台風等の自然災害の発生時には、事前に注意喚起を発するなど管理者との連携を図るようにしており、被害状況等の確認を迅速に行っていている。 ●引き続き、各施設に対し非常災害に備えた十分な対策を講じるよう指導・周知を行う必要がある。
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・各施設等への指導・周知等の体制整備【H28年度】

児童福祉施設等における非常災害時の体制整備の強化・徹底【子家】

目標 <ul style="list-style-type: none"> ・各施設等への指導、周知の実施【毎年度】
--

救急体制の充実【消防】KPI 事業

<ul style="list-style-type: none"> ●様々な災害現場で活躍し、救急業務を円滑に行うため、救急救命士の資格取得や処置拡大に対する講習を受講するなど救急体制の充実強化を図っている。 ●市民ひとり一人が高い意識を持つことで傷病者の救命効果の向上を図ることを目的に応急手当普及啓発活動を推進している。 ●これまでに延べ84万人の市民が応急手当の講習を受講しており、引き続き啓発活動を実施する必要がある。
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当講習の受講者 約4万1千人【H30年度】

救急体制の充実【消防】KPI 事業

目標 <ul style="list-style-type: none"> ・応急手当講習の受講者 約4万人/年【毎年度】

2-5 被災地における感染症等の大規模発生（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>感染症対策推進事業【保福】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 感染症の発生、まん延防止の施策を行うため、感染症に係る基盤の整備、指導・相談や関係機関との連携活動等を行っており、感染症に関する情報収集・情報発信、講演会開催、備蓄品の補充などを継続的に実施している。● 引き続き、的確な感染症対策の実施の推進、予防啓発を行っていく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・感染予防の啓発の実施【毎年度】	<p>感染症対策推進事業【保福】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 感染拡大しやすい疾病の発生を予防するため、予防接種法に基づく予防接種の促進とともに、適確な感染症対策の実施の推進、予防啓発を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・感染予防の啓発の実施【毎年度】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・

死者の発生（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>広域避難体制の構築【危機】 KPI 事業</p> <p>●平成30年4月に公表された紫川・東谷川及び板櫃川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定によると、従来よりも浸水区域が広範囲となっている。さらに、今後も福岡県管理の水位周知河川の洪水浸水想定及び高潮浸水想定区域が福岡県から示される予定であるため、浸水想定区域の居住者に対する域外避難等をはじめとする対策を検討する必要がある。</p>	<p>広域避難体制の構築【危機】 KPI 事業</p> <p>●浸水想定区域の居住者に対する域外避難等をはじめとする対策について、関係機関や関係局等との検討を実施し、必要な体制を構築する。</p>

現状

目標

- ・広域避難体制の構築に向けた検討の実施【R1年度】

被災者台帳の作成【危機】 KPI 事業

被災者台帳の作成【危機】 KPI 事業

<p>●大規模災害時に行われる被災者支援に関する業務については、被災者が多数に上ること等により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われない、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れが発生することも少なくない。</p> <p>●こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、関係部局において共有・活用することで、効果的な被災者支援を実施する必要がある。</p>	<p>被災者台帳の作成【危機】 KPI 事業</p> <p>●災害時に被災者台帳を作成し効果的な被災者支援を実施するため、関係部局と協議し、必要な体制を構築する。</p>
---	--

現状

目標

- ・被災者台帳作成に係る検討の実施【R1年度】

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・

脆弱性の評価	
予定避難所の防災機能強化【危機、保福】 KPI 事業	
<ul style="list-style-type: none"> ●予定避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」等を踏まえ、資器材や備蓄品の整備・更新など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。 ●また、予定避難所の運営では様々な課題があるため、現在の避難所運営に関する「課題」と「課題解決のポイント」を取りまとめて共有する必要がある。 ●災害時に予測される二次的な健康障害の予防に努めながら、被災者の健康管理を行う必要がある。 	
現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・非常用食料・飲料水・生活必需品などの備蓄品の更新整備【毎年度】 ・プライバシー保護のためのパーテーションの整備【毎年度】 	

死者の発生（2/2）

施策の推進方針	
予定避難所の防災機能強化【危機、保福】 KPI 事業	
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に予測される二次的な健康障害の予防のため、資器材や備蓄品の整備・更新や、被災者の健康管理を行うために必要な体制の整備を推進する。 ●また、平成30年度中に避難所運営に従事した職員から当時の状況や意見・要望・アイデアを聴取し、現在の避難所運営に関する「課題」と「課題解決のポイント」を取りまとめて共有することで、ソフト面からの避難所の機能強化を図る。 	
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・非常用食料・飲料水・生活必需品などの備蓄品の更新整備【毎年度】 ・プライバシー保護のためのパーテーションの整備【毎年度】 ・避難所運営の課題解決のポイントの作成・職員への理解促進【毎年度】 	

開設した避難所及び避難所以外の避難者への支援・健康管理【危機、保福】 KPI 事業

現状	
<ul style="list-style-type: none"> ●避難所での不自由な生活において、活動性の低下や栄養・水分摂取不十分等により、要介護状態や脱水、感染症を引き起こす等、健康状態を悪化させる危険性がある。 ●可能な限り早期に、開設した避難所及び避難所以外に避難した被災者の避難場所や避難者数の把握に努め、感染症やエコノミークラス症候群などの予測される二次的な健康障害の予防に努めながら、被災者の健康管理を行う必要がある。 	
目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者を把握するための必要な対策の検討【R1 年度】 	

開設した避難所及び避難所以外の避難者への支援・健康管理【危機、保福】 KPI 事業

目標	
<ul style="list-style-type: none"> ●発災後、早期に開設した避難所及び避難所以外に避難した被災者の把握や健康管理を行うため、必要な体制の整備を図る。 	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（1/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>職員に対する防災知識等の普及【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●防災体制や防災に関する基礎知識をまとめた「防災基本テキスト」を作成し、防災に携わる職員や新規採用職員を対象に「防災基本研修」を実施している。●出水期前には、大雨による災害時に想定される状況を付与し、それぞれの役割において災害に関する情報を収集・整理・分析するとともに、対策方針を検討するなどの災害対応を模擬的に体験する「風水害等防災シミュレーション訓練」を実施している。●迅速で適切な災害対応ができる体制を確保するため、職員に対する訓練・研修を継続して実施する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・防災基本研修参加人数 415人/年【H30年度】	<p>職員に対する防災知識等の普及【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●職員に対する訓練・研修を継続して実施することで、迅速で適切な災害対応の構築が可能となる体制を確保するとともに、知識を有する職員の増加によって、災害対応力の向上を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・防災基本研修参加人数 250人/年【毎年度】・eラーニングによる防災研修の実施【毎年度】

防災資器材の整備【危機】

- 災害発生時に土砂の除去や、養生・固定する資器材について、平成11年の風水害での使用量を基準に、年間に最大3回の台風接近による対応が可能となるよう、計画的に整備し、区役所及び消防署等に配置しており、毎年度出水期前后に、数量や劣化状況等を確認している。
- 現在、計画数を満たす資器材は配備できており、継続して維持・管理を行う必要がある。

現状

- ・資器材の点検、補充の実施【毎年度】

防災資器材の整備【危機】

- 出水期前后に防災資機材の点検・補充を行い、災害時に迅速な活用ができるよう適切な維持・管理を行う。

目標

- ・資器材の点検、補充の実施【毎年度】

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（2/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>業務継続体制の確保【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に優先的に実施すべき業務を予め選定しておく業務継続計画（B C P）を平成25年度に策定しており、また、平成28年熊本地震の教訓から、限りある資源（ヒト・モノ・時間）での業務継続計画に留まらず、他都市などからの支援を円滑に受けるため手順を示した「北九州市災害時支援マニュアル」を平成30年度に作成した。 ●毎年各所属において見直しを行うことで、災害発生直後の業務対応の確認と検討や、災害対策に関する意識の醸成を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の見直し【毎年度】 ・北九州市災害時支援マニュアルの作成【H30年度】 	<p>業務継続体制の確保【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎年各所属において見直しを行うことで、災害発生直後の業務対応の確認と検討や、災害対策に関する意識の醸成を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務継続計画の見直し【毎年度】

非常用電源の確保【総務、市文】

- 本庁舎や各区役所では、電力供給停止の際でも防災・情報通信設備等、庁舎機能を維持すべく非常用発電設備等の維持管理を行っている。
- 非常用発電設備について、定期的に保守運転および点検を行う等の維持管理を行っており、本庁舎の非常用電源設備は、停電時、750KVA(約 600 k w) の供給能力を持ち、連続72時間の運転が可能であり、各区役所の非常用電源は、燃料補給により長時間運転が可能である。
なお、電力供給範囲は空調を除く、防災設備をはじめとした照明・OA・電話・給水設備・エレベーター等である。
- 国内の長期停電の実績等から停電から1週間程度は運転可能な状態を整えることが目標であり、停電の長期化に備え、燃料販売事業者などとの優先供給に関する協定の締結に基づく体制を構築するとともに、72時間（3日間）運転可能な燃料の貯留を継続する必要がある。

現状

- ・本庁舎の非常用発電設備の無補給連続運転時間 72時間【H28年度】

非常用電源の確保【総務、市文】

- 災害時においても本庁舎や区役所の電源が確保できるよう非常用電源の適切な維持・管理を行う。

目標

- ・本庁舎、区役所の非常用電源設備の維持・管理【毎年度】

3-1 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（3/3）

脆弱性の評価		施策の推進方針
庁舎設備更新事業【総務】 KPI 事業		
<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に、活動拠点施設である本庁舎の機能維持は重要である。公共施設マネジメント実行計画及び北九州市市有建築物長寿命化計画に基づき、主要機器の更新に加え、配管・配線等の付帯設備の更新および壁等の建築物の補修を実施し、長寿命化および災害時でも使用可能な庁舎とする。また、万一庁舎が使用不可能な状態になった場合に備えた、代替施設の候補・移転案等の計画づくりを行う。 ●引き続き、改修計画に基づき、本庁舎の補修、設備の更新を行い、設備更新の際は耐震性を考慮した改修を行う。 ●平成28年度に屋上高架水槽の更新（耐震性能向上）及びトイレ系統排水管の更新（耐衝撃性向上）を行い、平成29年度から受変電設備を段階的に更新している。さらに、庁舎が使用できなくなった場合に備えて、屋外テント等代替施設の検討を行う必要がある。 		
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した設備の更新【毎年度】 		目標 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した設備の更新【毎年度】

総合的な防災活動拠点等の新設における耐震性能の強化【建都】

<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な防災活動拠点等となる市有建築物については、災害時の活動内容や重要度に応じて構造体などの耐震性能の強化を図るため、国の基準に基づき、建築基準法の耐震基準の割り増し等を行っている。 それぞれの耐震基準の設定を災害対策中枢施設（市役所、消防本部）及び救護施設（市立病院、消防署）等については1.5倍、避難所（体育館、市民センター等）及び多数の者が利用する施設（小中高等学校、市民会館等）等については1.25倍としている。 平成8年版「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（現国交省監修）の基準に基づき、本市における設計実施要領を定めて設計を行ってきており、これ以降に新設する防災活動拠点施設等については全て割り増しによる耐震性を有している。 ●これまでの取組みと同様に引き続き、施設に求められる役割に応じて、構造体等の耐震性能の強化を図る必要がある。
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・平成8年度以降新設する防災活動拠点施設等に係る耐震性能の強化 100% 【H28年度】

総合的な防災活動拠点等の新設における耐震性能の強化【建都】

<ul style="list-style-type: none"> ●施設に求められる役割に応じて、構造体等の耐震性能の強化を図る。
目標 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性能強化の実施継続【毎年度】

4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1 情報通信の麻痺・長期停止（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>災害通信の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●停電や電話の不通に備えて、本庁舎と区役所、消防署等との連絡や、住民への防災情報伝達用として同報系防災行政無線を設置し、維持管理を行っている。●災害対応に必要な市有施設については、通信事業者の協力のもと「災害時優先回線」を設置しているほか、衛星携帯電話の配備や Wi-Fi 設置、災害時のアマチュア無線の活用に関する、日本アマチュア無線連盟福岡県支部との協定締結など、通信手段の多様化に取り組んでいる。●こうした機器が災害時に確実に機能するよう、適切な維持管理を行う必要があるとともに、更なる多様化や、非常用電源の確保に取り組む必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・避難勧告等の防災情報を迅速かつ的確に伝達できる状態の維持【毎年度】・市民センター7箇所に Wi-Fi を設置【H28 年度】・予定避難所となっている全ての市民センターに Wi-Fi を設置【H29 年度】	<p>災害通信の整備【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害時の通信確保のため、機器の適切な維持管理を行うとともに、SNS など新たな情報ツールの活用や、電源確保対策などの検討を行う。

ホームページ等を活用した情報発信事業【広報】

- 市ホームページ、市公式 SNS (Facebook・Twitter) や市公式 LINE では、防災知識等の普及に係る取り組みなど様々な防災情報を広く発信している。
- 災害発生時には、市ホームページのトップページ、市公式 SNS や市公式 LINE に本市の防災体制等の災害情報を掲載して情報発信するとともに、「防災情報北九州」へのリンクを設定して市民を適切に誘導している。
- 市ホームページは、災害時に情報を継続して発信できるよう、サーバーの対応として、耐震構造などが図られた「北九州市 e-port センター」に設置するとともに、電源を多重化（2系統受電、無停電・自家発電設備）する等して、災害時に継続して市ホームページが情報発信できる体制づくりを行っている。
- 市ホームページ、市公式 SNS や市公式 LINE を通じて、防災情報を広く発信できるよう、継続して維持管理を行う必要がある。

現状

- ・市ホームページのサーバー対応【H28 年度】
- ・市公式 SNS 「好きっちゃ北九州」の開始【H29 年度】
- ・市公式 LINE の開始【H30 年度】

ホームページ等を活用した情報発信事業【広報】

- 市ホームページ、市公式 SNS (Facebook・Twitter) や市公式 LINE により防災情報を広く発信できるよう、継続して維持管理を行う。

目標

- ・維持管理の実施【毎年度】

4-1 情報通信の麻痺・長期停止（2/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>国際海上VHF港湾無線【港湾】</p> <ul style="list-style-type: none">●北九州港内で係留中及び入出港中の船舶に対する通信手段として、国際VHF海岸局（きたきゅうしゅうポートラジオ）を設置し管理運営等を実施してきており、その通信手段の即時性から、津波等の自然災害発生時に、本港における被害状況及び津波等到達時刻、港外退避要請、本港岸壁における着離岸の可否等の情報について、これら船舶に対して伝達可能な体制を構築している。●北九州港を含む関門地区には、海事・港湾関係者による「関門港自然災害対策委員会」（事務局：門司海上保安部航行安全課）が設置されており、自然災害等発生時には、当委員会を踏まえて策定された「関門港長基準」に基づく勧告・指示等についても、海上保安部所有のVHF無線等と協調しながら、港内に在泊する船舶に対し即時に伝達することが可能となっている。●引き続き、国際VHF海岸局の適切な管理運営を実施し、自然災害等発生時における、本港係留中及び入出港中船舶への即時情報伝達が可能な体制を維持していく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・本港国際VHF海岸局の適切な管理運営【毎年度】	<p>国際海上VHF港湾無線【港湾】</p> <ul style="list-style-type: none">●国際VHF海岸局の適切な管理運営を実施し、自然災害等発生時における、本港係留中及び入出港中船舶への即時情報伝達が可能な体制を維持していく。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・国際VHF海岸局を活用した情報伝達体制の維持【毎年度】

消防通信施設の整備及び維持管理【消防】

<ul style="list-style-type: none">●災害対応に万全を期し、市民の安全と安心を確保するため、119番通報の受付から、その後の消防活動全般を支援する「消防通信指令システム」や地震等の大規模災害発生時に国等と情報を共有し緊急消防援助隊の活動を支援する「画像伝送システム」等の消防通信施設を整備している。●老朽化等に伴う設備の更新を遂次行うとともに24時間365日システムを安定稼動させるため必要な施設の整備及び維持管理を行う必要がある。
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・消防通信施設の整備及び維持管理【H28年度】・消防通信指令システム【H26年度】・消防局画像伝送システム【H28年度】（ヘリコプター伝送装置（地上設備）、衛星地球局）

消防通信施設の整備及び維持管理【消防】

<ul style="list-style-type: none">●災害に備えた、消防通信施設の整備及び維持管理を行う。
<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・消防通信施設の整備及び維持管理【毎年度】・消防局画像伝送システム更新【R1年度】（高所監視カメラ設備）

4-2 情報収集・伝達の不備による避難行動や被災者支援の遅延（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>適時適切な避難勧告等の発令【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国の「避難勧告等に関するガイドライン」や災害対応の教訓などを踏まえ、命を守るために早めの避難勧告等の発令に取り組んでいる。 ● その前提となる気象情報の収集や市民の避難に必要な職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」を毎年見直し、参集体制には万全を期すこととしている。 ● 平成21年度の大震災を契機に、区対策部（区役所）の災害対応力の強化及び関係部局との連携強化を目的とした、風水害シミュレーション訓練を毎年各区で実施している。 ● 今後も避難勧告等の迅速かつ円滑な発令のため、動員配備の見直しやシミュレーション訓練などに継続的に取り組む必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害動員計画の見直し【毎年度】 ・ 出水期前の風水害シミュレーション訓練の実施【毎年度】 	<p>適時適切な避難勧告等の発令【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎年の災害対応を踏まえ、動員配備や災害対応の向上について不断の検討、見直しを行うとともに、風水害シミュレーション訓練を毎年度継続して実施し、迅速・円滑で適切な避難勧告等の発令ができる体制を確保する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害動員計画の見直し【毎年度】 ・ 全行政区での風水害シミュレーション訓練の実施【毎年度】 ・ 避難勧告等発令要領の策定【R1年度】

被害状況の収集・伝達体制の構築【危機】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生し、または発生するおそれがある場合、市域に係る災害の被害状況等を迅速かつ確実に収集伝達するため、『総合防災情報システム』を運用している。 ● 「被害状況等収集伝達要領」に基づいた災害時の迅速な情報収集を行うため、手段の多様化等の検討を行うとともに、それらにより得られた情報の利活用についてもあわせて検討を行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災情報システムの維持管理、操作訓練の実施【毎年度】

被害状況の収集・伝達体制の構築【危機】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に総合防災情報システムが適切に作動するよう、適切な維持管理を行うとともに、職員のシステムへの習熟を図るため操作訓練を実施する。 ● 「被害状況等収集伝達要領」に基づいた災害時の迅速な情報収集を行うため、手段の多様化等の検討を行うとともに、それらにより得られた情報の利活用についてもあわせて検討を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合防災情報システムの維持管理、操作訓練の実施【毎年度】 ・ 災害時の迅速な情報収集を行うための手段の多様化等の検討【R1年度】

災害広報体制の整備【危機】
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、登録制防災メールや防災アプリの活用、防災に特化したホームページ「防災情報北九州」の運用、テレビ・ラジオ等の放送局との協定に基づく災害に関する放送要請を行うなど、情報伝達手段の多様化を図っている。 ● 災害時に適切に情報配信できるよう、引き続き、各システムの維持管理を行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ホームページ「防災情報北九州」の維持管理【毎年度】

災害広報体制の整備【危機】
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に適切に情報配信できるよう、引き続き、各システムの維持管理を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害、防災情報に関するシステム、体制の維持【毎年度】

4-2 情報収集・伝達の不備による避難行動や被災者支援の遅延（2/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>台風タイムラインの運用【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●台風は進路の予測が可能なことから、接近・上陸の想定に基づき、予め災害対応体制の設置や避難勧告等の発令などの対応を時系列的に整理する「台風タイムライン」を平成27年度に策定し運用している。また、避難情報等の発令に着目したタイムラインを平成29年度に策定した。●現在の台風タイムラインは暫定的なものであり、今後、運用の実績などを踏まえた本格的なタイムラインを策定する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・台風タイムラインの策定【H27年度】・避難情報等の発令に着目したタイムラインの策定【H29年度】	<p>台風タイムラインの運用【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●暫定タイムラインの運用実績を踏まえ、災害対応のタイミング、内容の精査、関係機関等との連携などの整理を行い、本格的なタイムラインを策定する。

<p>報道機関への災害に関する情報提供【広報】</p> <ul style="list-style-type: none">●災害発生時及び災害発生が予測される際に、警戒体制に関することや、放送要請に基づく避難情報及び災害概況等を、速やかに報道機関へ情報提供する体制を整えている。具体的には、報道機関への情報提供において、FAXや電子メールを使用して情報を提供する体制を整えている。●引き続き、災害時でも迅速適切に情報提供できる体制を整えておく必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・報道機関への情報提供体制の維持【毎年度】	<p>報道機関への災害に関する情報提供【広報】</p> <ul style="list-style-type: none">●引き続き、災害時でも迅速適切に情報提供できる体制を整える。
---	---

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>企業の事業継続性の確保【危機・産経・消防】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●福岡県では、中小企業へのBCPの普及を目的に、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルや様式等の作成・公表、専門家派遣、福岡県中小企業振興センターや商工会議所・商工会が行う窓口相談やセミナー開催などの支援を実施している。●大規模災害時には被災企業の相談窓口を設置するなど、企業支援を図ることとしている。●本市においても、商工会議所等と連携し企業の事業継続性の確保に向けた取組を検討する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・実学ナレッジセミナー（BCPセミナー）開催【H28年度】	<p>企業の事業継続性の確保【危機・産経・消防】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●企業の事業継続性の確保に向けた福岡県の取り組みの活用や、関係団体等と連携した取り組みを検討し、必要な施策を推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・企業の事業継続性の確保の推進【毎年度】

代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【建設】 KPI 事業

- 空港や港湾などの物流拠点や各都市間のアクセスを強化し、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保するため、北九州市道路整備中長期計画に基づく主要幹線道路の整備を推進している。
- 引き続き、広域道路ネットワークの整備を推進していく必要がある。

〈主な路線〉

国道211号、恒見朽網線、湯川飛行場線、楠橋楠北1号線、戸畠枝光線、
汐井町牧山海岸線、日明渡船場線、砂津長浜線、9号線、12号線 等

現状

- ・広域道路ネットワークの整備【毎年度】

代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【建設】 KPI 事業

- 引き続き、北九州市道路整備中長期計画に基づき、重要物流道路をはじめとした広域道路ネットワークの形成を推進する。
- また、広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化を図る。

目標

- ・広域道路ネットワークの整備【毎年度】

5-1 企業の生産力低下や経済活動の機能不全（2/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>北九州港における安全で利用しやすい港づくり（地域活性化）【港湾】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 安全で円滑な物流活動を確保するため、風浪からの船だまりの機能確保、臨港交通施設の整備を行い、安全で利用しやすい港づくりを進めている。● 市民ニーズ等の要請に対応した水際線づくりを行い、市民が気軽に利用できる海辺の提供を進めている。● 平成27年度から緑地整備2地区、道路整備1地区、防波堤整備1地区を行った。● 災害時における物流活動及び港湾機能の不全を防ぐためにも、引き続き、各施設の整備を進め、本市の港湾機能の向上に努める必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防波堤整備（響灘西地区）L=0m 【H30年度】・ 臨港道路整備（響灘西地区）L=333m 【H30年度】・ 緑地整備（砂津、響灘東地区）A=1.8ha 【H30年度】 (砂津地区：0.6ha、響灘東地区：1.2ha)	<p>北九州港における安全で利用しやすい港づくり（地域活性化）【港湾】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 引き続き、社会資本総合整備計画に基づいて各施設の整備を進め、本市の港湾機能の向上に努める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防波堤整備（響灘西地区）L=200m 【R4年度】・ 臨港道路整備（響灘地区）L=3,200m 【R3年度】 (東：L=500m、西：L=2,700m)・ 緑地整備（新門司北地区）A=2.6ha 【R6年度】 (東：A=0.2ha、北 A=2.4ha)

北九州港における安全で利用しやすい港づくり（防災・安全）【港湾】 KPI 事業

<ul style="list-style-type: none">● 老朽化が進んだ港湾施設を改良することで、施設の延命化及び利便性の向上を図り、安全で利用しやすい港づくりを進めている。● 平成27年度から対象25施設のうち12施設に着手しており、うち2施設が完了している。● 災害時における物流活動及び港湾機能の不全を防ぐためにも、引き続き、各施設の整備を進め、本市の港湾機能の向上に努める必要がある。	<p>北九州港における安全で利用しやすい港づくり（防災・安全）【港湾】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">● 引き続き、社会資本総合整備計画に基づいて各施設の整備を進め、本市の港湾機能の向上に努める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ 港湾施設改良 25 施設【R6年度】
---	---

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、	早期に復旧させる
--	----------

6-1 エネルギーの長期にわたる供給停止（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>エネルギーの確保体制の構築【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●災害時にガソリン等の燃料を確保し、行政機能を維持するため、また、避難所等における調理用の熱源を確保するため、石油燃料やLPGガス等の供給に関する協定を関係団体と締結し、災害時における連絡体制を構築するため、毎年連絡先の確認を行っている。 ●引き続き、協定企業との連携体制の強化を図るため、連絡先の確認や防災訓練等での連携を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定企業との連絡先の確認【毎年度】 ・関係団体の防災訓練への参加【毎年度】 	<p>エネルギーの確保体制の構築【危機】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、協定企業との連携体制の強化を図るため、連絡先の確認や防災訓練等での連携を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定企業との連絡先の確認【毎年度】 ・関係団体の防災訓練への参加【毎年度】

避難所等への電力供給システムの構築【危機・環境】 KPI 事業	避難所等への電力供給システムの構築【危機・環境】 KPI 事業
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム構築の検討【R1年度】 	<ul style="list-style-type: none"> ●電力会社と電力供給システム構築に向けた協議を行い、順次導入を進める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への電力供給システムの順次導入【毎年度】

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
水道施設の耐震化【上下水】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none">震災時にも可能な限り給水を行うことを目的に、水道システム全体として耐震化を図るため、個々の水道施設の耐震化を行っている。重要給水施設である基幹浄水場及び市内7拠点配水池の耐震化を図るとともに、更新に併せて管路の耐震化に取り組んでいる。引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。	水道施設の耐震化【上下水】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none">引き続き、上水道施設の耐震化を計画的に進める。
現状 <ul style="list-style-type: none">・基幹管路の耐震化率 45.4%【H29年度】・浄水施設耐震化率 33.2%【H29年度】・配水池耐震施設率 51.7%【H29年度】	目標 <ul style="list-style-type: none">・基幹管路の耐震化率 47.6%【R2年度】・浄水施設耐震化率 59.2%【R2年度】・配水池耐震施設率 54.1%【R2年度】
応急給水能力の向上【上下水】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none">漏水事故や自然災害などにより広範囲に断水が発生したときには、市民生活に最低限必要なものとして確保した水（全市民7日分、1人あたり46リットル）を利用した応急給水活動を確実なものとするよう取り組んでいる。大規模な断水事故などが発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水袋などを備蓄してきた。本計画は、平成28年度から令和2年度の5ヵ年計画であり、今後も大規模な断水事故などが発生したときに、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水袋などを備蓄していく必要がある。	応急給水能力の向上【上下水】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none">大規模災害時における市民生活に最低限必要なものとして確保した水（全市民7日分、1人あたり46リットル）を利用した応急給水活動を確実なものとする。備蓄施設の整備や仮設給水栓、仮設水槽及び非常用飲料水袋などを備蓄する。
現状 <ul style="list-style-type: none">・5ヵ年の事業計画（H28年度～R2年度）進捗率 40%【H29年度】	目標 <ul style="list-style-type: none">・5ヵ年の事業計画（H28年度～R2年度）進捗率 100%【R2年度】
事故対応能力の向上【上下水】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none">模擬事故訓練や危機管理研修を実施し、あらゆる場面に迅速かつ柔軟に対応できる上下水道一体として事故対応能力の向上に努めている。上下水道局危機管理計画に基づき、迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう模擬事故訓練や危機管理研修を実施している。本計画は、平成28年度から令和2年度の5ヵ年計画であり、今後も上下水道局危機管理計画に基づき、迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう模擬事故訓練や危機管理研修を実施していく必要がある。	事故対応能力の向上【上下水】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none">今後も上下水道局危機管理計画に基づき、迅速かつ適切に復旧活動や応急給水活動が行えるよう模擬事故訓練や危機管理研修を実施する。
現状 <ul style="list-style-type: none">・5ヵ年の事業計画（H28年度～R2年度）進捗率 40%【H29年度】	目標 <ul style="list-style-type: none">・5ヵ年の事業計画（H28年度～R2年度）進捗率 100%【R2年度】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止（1/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>災害用トイレ備蓄事業【環境】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難所等のトイレ対策として、仮設トイレの設置及びし尿の収集を行う。本市で仮設トイレを34基備蓄しているほか、民間レンタル業者と災害協定を締結し、仮設トイレの優先的な供給を受ける体制を整備している。 ●災害発生直後のトイレ対策として、避難所に仮設トイレが設置されるまでの間、備蓄しているトイレ衛生袋を配布する計画である。平成30年度時点で27,660セット（1セット5回分入）備蓄しており、今後年次計画で購入を行い、必要数を確保する予定である。 なお、北九州市地域防災計画の最大想定避難者数に基づき必要数を算出すると、仮設トイレは710基、トイレ衛生袋については、3日分を想定し64,200セット（1セット5回分入）が必要である。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの充足率（業者からの調達分含む） 100%【H31年4月】 	<p>災害用トイレ備蓄事業【環境】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●北九州地域防災計画の最大想定避難者数に基づき、必要物資を確保する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレの充足率（業者からの調達分含む） 100%の維持【毎年度】

下水道管渠の耐震化（特に緊急性の高い管渠）【上下水】 KPI 事業

<ul style="list-style-type: none"> ●地震の被害を受けると社会的影響が大きいとされる、重要な管渠を優先して耐震化を進めることで、下水道管渠の安全度の向上を図ることとしている。 本市での重要な管渠とは、防災拠点や避難所等（地域防災計画に位置づけられた対策部、医療施設、小学校、市民センター等の避難所、都市公園等の避難地）と浄化センターを結ぶ管渠や、緊急輸送道路や軌道、避難道路下に埋設された管渠としている。 ●重要な管渠のうち、特に強度面で緊急性の高い管渠（107km）の耐震化を平成29年度末に完了している（繰越含む）。 ●平成30年度以降についても、中期経営計画に基づき、重要な管渠の耐震化を進める。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率（累計111km） 91%【H31年4月】 	<ul style="list-style-type: none"> ●重要な管渠について、中期経営計画（H28～R2）に基づき、耐震化（年5～6Km）を推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化率（累計122Km） 100%【R2年度】
---	--

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止（2/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>浄化センター・ポンプ場の耐震化【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●浄化センター及びポンプ場の耐震性能を確保することにより、地震などの災害においても、人命を確保しつつ、災害の後も最低限の水処理機能を維持し、公衆衛生の確保、浸水の防除に努めることとしている。●これまでに、浄化センター勤務者の人命及び浄化センターの機能を守るために重要な建物（管理棟、自家発電室、汚泥処理棟）の耐震化工事及び施設の更新などにより耐震性能を確保した。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・浄化センター建築施設の耐震性能確保 100%【H29年度】	<p>浄化センター・ポンプ場の耐震化【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●耐震性能を満たさない5浄化センターと28ポンプ場のうち、令和6年度までに優先順位の高い6ポンプ場の耐震化を完了させる。

<p>下水道施設の改築更新【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●財政的制約の中で、下水道の機能を将来にわたり、安定かつ継続的に確保するため、下水道施設を適切に維持管理し、施設の状況を的確に把握しながら、適宜施設の改築更新を進めている。●下水道管の改築更新において、大口径管については、平成20年度末時点で改築更新が必要とされる30kmの改築更新を令和2年度までに予定しており、平成30年度末で28km完了している。小口径管については、平成20年度末時点で改築更新が必要とされる290kmの改築更新を令和2年度までに予定しており、平成30年度末で276km完了している。●浄化センター及びポンプ場の電気・機械設備は、限られた財源の中、日常の点検整備などで適正に維持管理を行うことで、長寿命化対策を含めた計画的な改築更新を実施している。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・大口径管の改築更新 28km【H30年度】・小口径管の改築更新 276km【H30年度】	<p>下水道施設の改築更新【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●下水道施設を適切に維持管理し、施設の状況を的確に把握しながら、計画的に施設の改築更新を進める。
--	---

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止（3/3）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>下水道BCPの策定【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●下水道BCPに基づく模擬事故訓練（停電時の防災訓練、水質事故訓練、収集訓練、安否確認訓練、実施訓練、情報伝達訓練）、大都市間情報連絡訓練及び危機管理研修（汚泥処理危機研修）等を行い、実効性を高めている。●引き続き、PDCAサイクルにより、下水道BCPの最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道BCP策定、計画に基づく訓練の実施【H30年度】	<p>下水道BCPの策定【上下水】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●引き続き、PDCAサイクルにより、下水道BCPの最新性を保ちつつ、防災対応力の向上に努める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・下水道BCPに基づく訓練の実施【毎年度】
	

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全（1/5）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>無電柱化の推進【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害時における電力・通信の安全性・信頼性の確保及び電柱の倒壊による避難・消防活動への支障を防ぐ必要がある。昭和61年からを第1期とする電線類地中化計画により実施しており、現在は第6期での合意路線について、施工中である。第6期及び緊急インフラ点検での合意路線について、無電柱化を実施する予定であり、今後、第7期路線の合意及び計画の策定を行い、無電柱化を進める。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・無電柱化の推進 第6期までの無電柱化整備率（整備延長／合意延長） 95.2%【H30年度】	<p>無電柱化の推進【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●これまでの合意路線について、無電柱化を実施するとともに、第7期計画に基づき、無電柱化を進める。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・無電柱化の推進【毎年度】
<p>緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の整備【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害時における市内及び市外からの緊急支援物資等の輸送、救急・消防活動等の緊急活動及びその他応急措置を円滑に実施するため、緊急輸送の確保などに必要な幹線的な道路（緊急輸送道路ネットワーク）、及び災害時に最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路（啓開道路）について、福岡県をはじめ関係機関との情報共有・連絡体制を構築している。●市内でも災害を想定して緊急輸送道路の啓開を含めた「風水害等防災シミュレーション訓練」を実施している。●緊急輸送道路のうち、一次ネットワークの道路の舗装および道路構造物（法面工、斜面安定工、カルバート工、張り出し歩道）の健全度を正確に把握することで、安全確保と円滑な道路供用を確保するため、損傷状況等の確認・点検を行っている。●引き続き、関係機関との情報共有・連携体制の強化を図るとともに市内部の連携強化に取り組む必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・関係機関との情報共有・連絡体制の確認【毎年度】・風水害等防災シミュレーション訓練の実施【毎年度】・路面下空洞調査と構造物点検の実施【毎年度】	<p>緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路の整備【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●緊急輸送道路ネットワーク及び啓開道路について、災害時の実効性を高めるため、福岡県をはじめ関係機関との情報共有・連絡体制の強化を図るとともに、市内部の連携強化に取り組む。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・関係機関との情報共有・連絡体制の確認【毎年度】・風水害等防災シミュレーション訓練での道路応急啓開の実施【毎年度】・路面下空洞調査と構造物点検の実施および対策工事の実施【毎年度】

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全（2/5）

脆弱性の評価	
道路の防災点検【建設】 KPI 事業	
●災害時において法面の土砂崩れなどが起こらないように、毎年、危険な法面の観測・災害発生の予測・災害防除の工法検討などの道路防災定期点検により危険箇所を把握し、その対策を実施している。	●これまで同様に道路防災定期点検を行い、危険箇所の把握、及び対策工事の検討・実施を、各区役所のまちづくり整備課と協力し実施する必要がある。
現状	
・道路防災定期点検及び災害防除工事の実施【毎年度】	

施策の推進方針	
道路の防災点検【建設】 KPI 事業	
●道路防災定期点検を行い、危険箇所の把握及び対策工事の検討・実施を各区役所のまちづくり整備課と協力し実施する。	
目標	
・道路防災定期点検及び災害防除工事の実施【毎年度】	

道路施設の老朽化対策【建設】 KPI 事業
●道路は機能不全に陥ると、利用者に及ぼす影響が大きく、常時、正常な状態に保つておくことが求められる。このため、計画的な維持管理に努め、永く機能を保全していく必要があるが、その一端では、財政負担の軽減にも取り組んでいくことが求められている。
【長寿命化計画に基づく道路施設の戦略的、効果的維持管理】
●こうした要求に対応するため、本市では、6つの施設分野（橋梁、トンネル、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識、モノレール）について、長寿命化計画を策定の上、予防保全の観点で、長寿命化事業を実施している。
●中でも、橋梁とモノレールについては、耐震対策にも合わせて取り組んでいる（道路橋・モノレールの耐震補強の項目に別掲）。
●引き続き、長寿命化計画に則った劣化対策と、耐震対策（橋梁、モノレール）に取り組んでいく必要がある。
【舗装や照明灯など個別の保全管理に基づく、道路施設の戦略的・効率的維持管理】
●また、道路面やのり面などの性状調査や、昇降機、照明灯などの設備点検は、一定の周期で実施しており、この定期点検結果を基に、計画的な保全に取り組んでいる。
●引き続き、こうした定期点検を実施した上で、適正な劣化対策に取り組んでいく必要がある。
現状
（長寿命化計画に基づく道路施設の戦略的、効果的維持管理）
・各長寿命化計画に基づく、劣化対策の実施【毎年度】
（個別の保全管理に基づく、道路施設の戦略的・効率的維持管理）
・定期的な性状調査・点検に基づく、劣化対策の実施【毎年度】

道路施設の老朽化対策【建設】 KPI 事業
●引き続き、計画的に劣化対策に取り組む。
目標
（長寿命化計画に基づく道路施設の戦略的、効果的維持管理）
・各長寿命化計画に基づく、劣化対策の実施【毎年度】
（個別の保全管理に基づく、道路施設の戦略的・効率的維持管理）
・定期的な性状調査・点検に基づく、劣化対策の実施【毎年度】

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全（3/5）



6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全（4/5）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>下関北九州道路の実現に向けた取組み【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●大規模災害時においても、九州と本州を結ぶ信頼性の高いネットワークを構築するため、山口県・福岡県・下関市や二県二市の議員連盟、経済界と共に、国に対し下関北九州道路の早期実現を要望してきた。●これまで、二県二市、経済団体及び議員連盟による整備促進大会の開催や、関係大臣等に対する中央要望を実施してきた。この成果が実り、平成29年度から2年間にわたり国から調査費の補助を受け、概略ルート、構造形式及び整備手法等について、具体的な調査を実施した。その結果、国による直轄調査が実施されることとなった。●今後も国、関係自治体、経済界で協働し、下関北九州道路の早期整備に向けた取り組みを進める必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・早期実現を求める中央要望の実施【H30年度】	<p>下関北九州道路の実現に向けた取組み【建都】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●大規模災害時においても、九州と本州を結ぶ信頼性の高いネットワークを構築するため、山口県・福岡県・下関市や二県二市の議員連盟、経済界と共に、国に対し下関北九州道路の早期実現に向けた取り組みを要望していく。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・早期実現を求める中央要望の実施【継続実施】

港湾施設の耐震化、重要機能の確保【港湾】 KPI 事業

<p>●大規模な地震が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送等を確保するとともに、経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、北九州港港湾計画において、5か所の耐震強化岸壁の整備を計画している。</p> <p>●北九州港B C Pにおいて、優先的に機能継続を図る重要機能を位置づけ、これらに接続する航路、泊地及び臨港道路も優先的に機能継続を図るものとしている。</p> <p>●北九州港において、響灘東地区は、橋梁が唯一のアクセス手段となっている地区であり、災害時においても、物流機能、経済活動の維持のため、アクセス手段の確保が必要である。</p>	
--	---

港湾施設の耐震化、重要機能の確保【港湾】 KPI 事業

<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震強化岸壁の整備 40% (2か所/5か所)【R1年度】・新門司地区複合一貫輸送ターミナル整備事業 実施中【R1年度】・響灘東地区のアクセス手段確保 2基【R1年度】	<p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・耐震強化岸壁の整備 60% (3か所/5か所)【R4年度】・新門司地区複合一貫輸送ターミナル整備事業【継続実施】・響灘東地区のアクセス手段確保 2基【継続実施】
--	--

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全（5/5）



7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 海上・臨海部の広域複合災害の発生（1/1）

脆弱性の評価

石油コンビナート等における耐災害性の向上【危機】 KPI 事業

- 石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等のため、福岡県石油コンビナート等防災計画及び北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱に基づき、予防対策、応急対策、復旧対策等を定めている。
- 国の防災アセスメント策定指針で新たに評価すべき項目として示された、津波や長周期・短周期地震動による被害等に対応するため、福岡県が平成26年度に防災アセスメント調査を実施し、その結果を踏まえた福岡県石油コンビナート等防災計画の見直し（平成28年3月）を行い、防災体制を強化しており、今後、訓練等を通じて、実効性の向上に取り組む必要がある。

現状

- ・石油コンビナート等防災訓練の実施【H29年11月】

施策の推進方針

石油コンビナート等における耐災害性の向上【危機】 KPI 事業

- 福岡県石油コンビナート等防災計画及び北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱に基づいた訓練を実施する。

目標

- ・石油コンビナート等防災訓練の実施【R2年度】

7-2 ため池、ダムの損壊・機能不全による二次災害の発生や森林の荒廃による被害の拡大（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>老朽ため池灾害対策事業【産経】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●大雨や地震等によるため池の決壊を防止するため、市有ため池の調査の結果を受け、改修等の対策を講じる必要があるため池の改修工事を実施している。●平成30年度には、ため池管理者の調査と併せて、廃止可能な農業用ため池の調査を行った。●今後も、市有ため池の健全度及び利用状況調査、地元が要望した民有ため池の調査、調査結果を踏まえたため池長寿命化計画（補修、改修、廃止等）の策定、補修、改修、廃止等の実施等が必要である。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・不要となったため池の廃止【H30年度】	<p>老朽ため池灾害対策事業【産経】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●今後も、市有ため池の健全度及び利用状況調査、地元が要望した民有ため池の調査、調査結果を踏まえたため池長寿命化計画（補修、改修、廃止等）の策定、補修、改修、廃止等を実施する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・ため池調査の実施【毎年度】
<p>林道側溝の整備清掃【産経】</p> <ul style="list-style-type: none">●林道では、路面や法面の雨水を排水するため路肩外に沿って側溝を整備しているが、土砂や落ち葉の堆積によって排水機能が失われることにより、その後の大雨で、二次災害発生(路面の洗掘や路肩の崩落)の恐れがある。そのため、適切な側溝浚渫を行う必要があるが、近年は十分に実施できていないため、今後、適切な維持管理を行う必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・大雨時排水機能が満たされている状態 5%【H30年度】	<p>林道側溝の整備清掃【産経】</p> <ul style="list-style-type: none">●災害発生の恐れがあるため、適切な側溝浚渫を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・適切な側溝浚渫の実施【毎年度】

7-3 有害物質の大規模な流出・拡散（1/1）

脆弱性の評価		施策の推進方針
毒劇物の流出等の防止【保福】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●災害に起因する毒劇物の流出による二次災害等の間接的な被害が広がることを防止するため、毒劇物の業務上取扱施設への立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、市ホームページを活用した毒劇物の事故未然防止対策等の情報発信、県協議会を活用した関係行政機関及び取扱事業者との連絡・協力体制の確保を行っている。 ●引き続き、取扱事業者への指導や関係機関との連携により被害発生を防ぐ必要がある。 		毒劇物の流出等の防止【保福】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、取扱事業者への指導や関係機関との連携により被害発生を防止する。
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の毒劇物による健康被害の発生件数 0件/年【H29年度】 		目標 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の毒劇物による健康被害の発生件数 0件の維持【毎年度】

環境モニタリング・二次災害予防対策【環境】

現状 <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の実施【毎年度】 	環境モニタリング・二次災害予防対策【環境】 <ul style="list-style-type: none"> ●大気、水質に係る環境汚染の実態を把握するため、常時監視（環境モニタリング）を実施するとともに、発生源に対して二次災害の未然防止を図るために行政指導等を隨時行っている。 ●引き続き、常時監視（環境モニタリング）を継続する必要がある。
	目標 <ul style="list-style-type: none"> ・常時監視の実施【毎年度】

危険物の貯蔵及び取扱いの規制等【消防】 KPI 事業

現状 <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業所と連携した危険物施設等の自主保安の推進 100%【H30年度】 	危険物の貯蔵及び取扱いの規制等【消防】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●消防法令及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、許認可事務及び検査を行っており、危険物の貯蔵、取扱い及び維持管理についても法令の基準に適合するよう指導している。また、事業所毎の特殊性や管理状況等の調査を行い、個別の安全対策を検討し併せて指導を行っている。 ●平成29年度からは火薬類取締法、平成30年度からは高圧ガス保安法の事務が福岡県から北九州市へ一部移譲されたことから、上記危険物施設と同様に指導を行うこととしている。 ●引き続き、各法に基づき対象施設への指導を実施する必要がある。
	目標 <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業所と連携した危険物施設等の自主保安率 100%の維持【毎年度】

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>荒廃森林整備事業【産経】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●森林は、水を貯え、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収するなどの公益的機能の働きによって、市民の生活にさまざまな恵みを与えていた。本市では、平成20年度に創設された「福岡県森林環境税」を活用し、私有林のスギ林やヒノキ林の間伐、侵入竹の除伐を1,124ha整備した。 ●平成30年度以降は、事業内容が見直され、今後、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある私有林のスギ林やヒノキ林を針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林へ誘導するため、強度の間伐、侵入竹の伐採を実施し、45.52ha整備した。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私有林のスギ林やヒノキ林の強度間伐、侵入竹の伐採など、 <p>荒廃森林の整備面積 45.52ha【H30年度】</p>	<p>荒廃森林整備事業【産経】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「福岡県森林環境税」を活用し、今後、荒廃の恐れのある森林の整備を推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、公益的機能が発揮できなくなる恐れのある私有林のスギ林やヒノキ林の整備 <p>【継続実施】</p>

中山間地域農業支援事業、多面的機能支援事業【産経】

●自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観形成など、農地の持つ多面的な機能は、農村地域の高齢化や混在化等の進行により、適切な保全管理が困難となった為に低下し、荒廃農地の増加や鳥獣被害等多くの課題を生じている。このため、農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される農地、水路、農道等地域資源の保全活動に支援を行っている。

●引き続き、農地等地域資源の保全管理のため、このような取組が必要である。

現状

- ・中山間地域農業支援事業の実施集落数 10集落【H30年度】
- ・多面的機能支援事業の実施活動組織数 12活動組織【H30年度】

中山間地域農業支援事業、多面的機能支援事業【産経】

●農業者や地域住民等で構成される活動組織により実施される農地、水路、農道等地域資源の保全活動を支援する。

目標

- ・農地等地域資源の保全活動への支援【毎年度】

8. 社会・経済活動が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>災害廃棄物処理体制の推進【環境】 KPI 事業</p> <p>●大規模災害時に大量発生する災害廃棄物の処理体制を整備し、市民の安全、衛生や環境面からの安全・安心を確保するものである。</p> <p>平成28年8月に改定した「北九州市循環型社会形成推進基本計画」において、迅速で適正な処理を確保するため、災害廃棄物処理計画を策定することを明記し、同計画を令和元年6月に策定した。策定にあたっては、工業都市である本市の特性を踏まえ、有害性・危険性のある災害廃棄物について、あらかじめ所在等を把握し、適切に処理することを明記した。</p> <p>●災害廃棄物処理計画に基づき、訓練・啓発等を実施しながら災害廃棄物処理体制の推進を図っていく必要がある。</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・北九州市循環型社会形成推進基本計画における災害廃棄物処理計画策定の明記 【H28年12月】・災害廃棄物処理計画の策定【R1年6月】	<p>災害廃棄物処理体制の推進【環境】 KPI 事業</p> <p>●災害廃棄物処理計画に基づき、体制の整備を行った。今後は、啓発等を実施しながらより実効性の高い災害廃棄物処理体制の推進を図る。</p> <p>●災害廃棄物の仮置き場については、オープンスペースの活用等、利用方法について調整を行う。</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・災害廃棄物処理に関する啓発等の実施【毎年度】

8-2 復旧・復興を担う人材不足及びより良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧

・復興の大幅な遅れ（1/3）

脆弱性の評価		施策の推進方針
被害認定調査体制の整備【危機】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●災害発生後、早期に住家の被害状況を把握するとともに、被害の生じた者に対する、法令に基づく各種制度や災害見舞金の支給等の生活再建支援を円滑に実施するため、その前提となる被害認定調査体制の強化を図っている。 ●平成26年度から住家の被害認定調査体制を構築するため、研修を実施するとともに、実効性を高めるため、職員に対する実務研修のほか中越大震災ネットワークおぢやが主催する研修に参加している。 ●今後も継続して職員の育成とスキルアップを図っていく必要がある。 		被害認定調査体制の整備【危機】 KPI 事業 <ul style="list-style-type: none"> ●被災者の生活再建のためには、被害認定調査を円滑かつ迅速に進める必要があるため、研修を継続的に実施し職員の育成とスキルアップを図る。 ●住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、周知を行う。
現状 <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査に関する職員研修の実施 1回/年【毎年度】 		目標 <ul style="list-style-type: none"> ・被害認定調査に関する職員研修の実施 1回/年【毎年度】 ・災害時の住宅に関する各種調査に関する周知【R2年度】

復興準備体制の構築【危機】 KPI 事業

●大規模な災害が発生し甚大な被害が生じた場合、迅速な都市の復興に向けた災害復旧・復興事業の実施体制の確立を図るため、他都市等における過去の災害での復興事例を踏まえ、被災後の復興課題の解決のために必要な施策や復興実施プロセスの方について検討を行う必要がある。

現状

- ・災害復旧・復興体制の検討【H28年度】

復興準備体制の構築【危機】 KPI 事業

●円滑な都市の復興に向けた災害復旧、復興事業の実施体制の確立を図るため、他都市での復興事例を踏まえ、災害復旧、復興、災害査定に係る事業の整理や実施プロセスのあり方について検討を行う。

目標

- ・災害復旧・復興計画ガイドラインの策定【R3年度】

ボランティア関係団体との連携強化【危機、保福】 KPI 事業

●大規模災害発時における被災者へのきめ細やかな支援を行うため、多様なニーズと災害ボランティアを適確に結び付ける「災害ボランティアセンター」を市の要請に基づき北九州市社会福祉協議会が運営することとしている。

●災害ボランティアセンターと連携のとれた被災者支援が実施できるよう、取組みを進める必要がある。

現状

- ・災害ボランティアセンター設置・運営の手引き作成【H26年12月】
- ・北九州市社会福祉協議会を災害対策本部等に派遣する機関として、地域防災計画に明記【H29年2月】

ボランティア関係団体との連携強化【危機、保福】 KPI 事業

●大規模災害発時における被災者へのきめ細やかな支援を行うため、市災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携が不可欠であり、平常時から、北九州市社会福祉協議会と協働し、災害ボランティアセンターの設置・運営等の訓練や防災に関する取組みを実施する。

目標

- ・災害ボランティアセンターの設置・運営等の訓練の実施【毎年度】
- ・北九州市社会福祉協議会との防災に関する取り組みにおける協働【毎年度】

8-2 復旧・復興を担う人材不足及びより良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧

・復興の大幅な遅れ（2/3）

脆弱性の評価
建設関係の業界団体との災害協定の締結【建設】
<ul style="list-style-type: none">●災害時に、市のみでは十分な応急対策業務が実施できないときに、建設業者、測量設計コンサルタント等の協力を得るために、業界団体（10団体）と予め協定を締結している。●毎年度、協力体制の確認のため、業界団体から連絡網等の提出を受け、災害時の対応について協議を行っている。●今後とも、各団体と連携して、災害時の対応について協議を実施するとともに、新たに協定締結する団体についても、同様の体制を整える必要がある。
現状 <ul style="list-style-type: none">・建設関係の業界団体との協力体制の確認【毎年度】

施策の推進方針
建設関係の業界団体との災害協定の締結【建設】
<ul style="list-style-type: none">●毎年度、協力体制の確認及び災害時の対応について協議を実施するとともに、今後新たに協定締結する団体についても、同様の体制を整える。
目標 <ul style="list-style-type: none">・建設関係団体との連携体制の整備【毎年度】

被災宅地危険度判定士の養成【建都】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の軽減及び防止のため、宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」を福岡県主催の講習会で養成し、現地派遣に対応できる体制を整えるものである。●平成28年4月1日現在の登録者は32名であったが、平成28年から毎年、本市で養成講習会を県と共同して行い、現在、登録者は、228名増加し、260名となつた。●今後も県と共同して本市で養成講習会を行い、新規登録者の確保や既存登録者の更新に努めることにより、支援体制の強化を図っていく必要がある。
現状 <ul style="list-style-type: none">・被災宅地危険度判定士の本市職員の登録者数 260人【H31年2月】

被災宅地危険度判定士の養成【建都】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●今後も本市で養成講習会を行い、新規登録者の確保や既存登録者の更新により、支援体制の強化を図る。
目標 <ul style="list-style-type: none">・被災宅地危険度判定士の本市職員の登録者数 260人【R1年度】

8-2 復旧・復興を担う人材不足及びより良い復興に向けたビジョンの欠如等による復旧

・復興の大幅な遅れ（3/3）

脆弱性の評価
被災建築物応急危険度判定業務【建都】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">● 地震により被災した建築物について、その後の余震等による倒壊の危険性並びに建築物の部分等の落下あるいは転倒の危険性をできる限り速やかに判定し、その結果に基づいて恒久的復旧までの間における被災建築物の使用にあたっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係る二次的災害を防止するものである。● 年1回、被災建築物応急危険度判定士の養成のため、講習会を開催し、また、地震を想定した、判定士の要請、活動の連絡体制の訓練を実施しており、福岡県西方沖地震、熊本地震においては、派遣要請に基づき判定活動を実施した。● 引き続き、被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を開催するとともに、災害時に速やかに判定士の要請、活動が行えるよう連絡体制の訓練等を行い、準備を整えておく必要がある。
現状
<ul style="list-style-type: none">・被災建築物応急危険度判定士の資格取得要件を満たす職員に占める資格取得率 100%【H31年4月】

施策の推進方針
被災建築物応急危険度判定業務【建都】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">● 引き続き、被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を開催するとともに、災害時に速やかに判定士の要請、活動が行えるよう連絡体制の訓練等を行う。
目標
<ul style="list-style-type: none">・被災建築物応急危険度判定士の資格取得要件を満たす職員の資格取得率 100%の維持【毎年度】

8-3 地域コミュニティの再構築の遅れによる復旧・復興の大幅な遅れ（1/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>市民相談・問い合わせ対応体制の整備【危機】</p> <ul style="list-style-type: none">●災害後の市民からの多種多様な相談、問い合わせに対応するため、必要に応じて、総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置することとしている。●引き続き、被災者の不安の早期解消や迅速な支援を実施するため、必要に応じて総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・あらゆる相談に一括して対応できる相談窓口に係る体制の整備【H29年度】	<p>市民相談・問い合わせ対応体制の整備【危機】</p> <ul style="list-style-type: none">●被災者の不安の早期解消のため、必要に応じて総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置する。●災害救助法改正による救助実施市の指定に伴い、迅速な被災者支援を実施するため、必要な体制の整備を行う。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・災害救助法の権限移譲に伴う必要な体制の整備【R1年度】

住民主体の地域づくりの促進【市文】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●住民主体の地域づくりを促進するため、自治会・町内会、まちづくり協議会などの地域団体やN P O等が、まちづくりのための研修会・講演会等を開催する場合、講師等としてまちづくりの専門家を派遣する「まちづくり専門家派遣事業」を実施している。●引き続き、まちづくり協議会を中心としたネットワークを構築し、住民主体の地域づくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を促進させる必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・まちづくり専門家派遣事業を利用した団体数 7団体/年【H29年度】

住民主体の地域づくりの促進【市文】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●引き続き、まちづくり協議会を中心としたネットワークを構築し、住民主体の地域づくりを進めることで、地域コミュニティの活性化を推進する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・まちづくり専門家派遣事業を利用した団体数 7団体/年【毎年度】

8-3 地域コミュニティの再構築の遅れによる復旧・復興の大幅な遅れ（2/2）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>地籍調査事業【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地籍調査の成果は座標値で管理されるため、被災後の復旧、復興に利用することができるところから、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の地番、所有者、地目を調査し、境界の位置確認と面積の測量後、作成した地図を法務局に送付し、登記を行っている。 ●本市の地籍調査は、平成2年度から若松区で開始し、平成5年度からは小倉南区、平成27年度からは八幡西区でも開始、若松区の地籍調査は平成26年度に完了したところから、現在、小倉南区及び八幡西区で実施中である。 ●平成27年度以降は、ハザードマップ上の災害発生区域を含む地域を対象として調査を実施している。調査対象面積 207.6k m²のうち、調査済面積は 44.1k m²（平成30年度末）であり、現在実施中の小倉南区及び八幡西区における地籍調査を着実に進めて行く方針である。 ●今後は特に、大規模自然災害発生後の復旧、復興を円滑に進めるため、ハザードマップ上の土砂災害警戒区域、浸水想定区域を含めた地域の地籍調査を積極的に進めて行くとともに、調査面積の拡大を図るため、地籍調査と同等以上の成果と認められる地図を作成している土地区画整理事業等の事業者に対して、円滑な登記申請ができるよう支援する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査面積進捗率 20.9%【H30年度】 	<p>地籍調査事業【建設】 KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模自然災害発生後の復旧、復興を円滑に進めるため、ハザードマップ上の土砂災害警戒区域、浸水想定区域を含めた地域の地籍調査を積極的に進めて行くとともに、調査面積の拡大を図るため、地籍調査と同等以上の成果と認められる地図を作成している土地区画整理事業等の事業者に対して、円滑な登記申請ができるよう支援する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査面積進捗率 100%【継続実施】

自主防災組織の推進【消防】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none"> ●地域防災力の向上を目的に自主防災組織「市民防災会」の活動支援を行い、市民の防火・防災思想の普及と高揚を図っている。（平成9年7月に発足し、平成14年度中に結成率が100%となった） ●消防署による市民防災会への活動支援は、防火指導・救急教室・防災講話・防災訓練など多種多様におよび、毎年度、市内全校区（自治区会）193の市民防災会に支援・指導を実施している。 ●一般社団法人北九州市防災協会と連携し、企業における防災訓練の実施や防災思想の普及を図っている。 ●引き続き、市民防災会や一般社団法人北九州市防災協会の行事・活動を通じて、市民の防火・防災に係る思想の普及と意識の高揚を図る必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民防災推進行事への参加回数 193校区・回数/年【H30年度】

自主防災組織の推進【消防】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人北九州市防災協会と連携し、企業における防災訓練の実施や防災思想の普及を推進する。 ●地域の自主防災組織の中心となる防災リーダー育成のため、防災リーダー研修等を実施し、地域の自主防災体制づくりを支援する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民防災推進行事等への参加回数 193校区・回数/年【毎年度】

8-4 貴重な文化財や環境的資源の喪失等による有形・無形の文化の衰退・喪失（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>文化財等の被害調査及び復旧並びに継承の支援【市文】</p> <ul style="list-style-type: none">●無形民俗文化財の地域での継承者育成のため、「無形民俗文化財保存補助事業」を実施し補助金を交付している。●災害発生時に速やかに文化財等にかかる被害確認や調査を実施するとともに、復旧及び継承に向けた迅速な支援ができるように、連絡相談が可能な体制を維持する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・連絡相談が可能な体制の維持【H30年度】	<p>文化財等の被害調査及び復旧並びに継承の支援【市文】</p> <ul style="list-style-type: none">●災害発生時に速やかに文化財等にかかる被害確認や調査を実施するとともに、復旧及び継承に向けた迅速な支援ができるように、連絡相談が可能な体制を維持する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・連絡相談が可能な体制の維持【毎年度】

文化財防火運動の実施【消防】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●文化財防火デーである1月26日から2月1日までの1週間を文化財防火運動の実施期間と定めている。この期間中は、関係局と連携し、各区の文化財施設での消防訓練や立入検査などを中心に実施することで、文化財関係者と市民に対して文化財への防火・防災意識と文化財愛護の意識高揚を図っている。●引き続き、適切な時期を捉えた文化財防火運動を実施する必要がある。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・文化財防火運動の実施【H30年度】

文化財防火運動の実施【消防】 KPI 事業
<ul style="list-style-type: none">●引き続き、適切な時期を捉えた文化財防火運動を実施する。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・文化財防火運動の実施【毎年度】

8-5 応急仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態（1/1）

脆弱性の評価	施策の推進方針
<p>応急住宅対策【建都】KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●災害時における被災者の応急的な安定を図るため、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水による河川氾濫で浸水が想定される区域等を確認し、応急仮設住宅の建設候補地に関する計画の更新や被災住宅の応急修理を迅速かつ的確に行うための体制の整備が必要である。●災害救助法改正による救助実施市の指定に伴い、災害時の対応を迅速に行う必要がある。●災害時における円滑な応急仮設住宅の供与等に備えるため、応急仮設住宅の供与の実績のある団体との連携が必要である。 <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・福岡県と連携した応急仮設住宅建設可能戸数及び建設候補地の確認【毎年度】	<p>応急住宅対策【建都】KPI 事業</p> <ul style="list-style-type: none">●毎年度、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、洪水による河川氾濫で浸水が想定される区域等を確認し、応急仮設住宅の建設候補地に関する計画の更新や被災住宅の応急修理を迅速かつ的確に行うための体制の維持を図る。●災害救助法改正による救助実施市の指定に伴う府内の組織体制の構築、応急仮設住宅の供与に関するマニュアルを作成する。●応急仮設住宅の供与の実績のある（一社）プレハブ建築協会等の建築関係団体及び（社）福岡県宅地建物取引業協会等の不動産関係団体との連携を図る。 <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none">・応急仮設住宅建設可能戸数及び建設候補地の確認【毎年度】・災害救助法の権限移譲に伴う必要な体制の整備【R1 年度】・応急仮設住宅の供与に関するマニュアルの作成【R1 年度】・応急仮設住宅の供与の実績のある建築関係団体及び不動産関係団体との協定締結【R1 年度】
146	147